

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<福祉医療部、医療・介護保険局、医療政策局、観光局、水道局>

開催日時 令和3年3月15日(月) 10:02~15:01

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

中村 昭 委員長
川口 延良 副委員長
小村 尚己 委員
樋口 清士 委員
植村 佳史 委員
山中 益敏 委員
西川 均 委員
太田 敦 委員
佐藤 光紀 委員
阪口 保 委員
猪奥 美里 委員

欠席委員 なし

出席理事者 末光 副知事
山下 総務部長
西川 福祉医療部長
石井 医療・介護保険局長
鶴田 医療政策局長
土屋 観光局長
青山 水道局長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事 2月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

○中村委員長 ただいまから、本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、福祉医療部、医療・介護保険局、医療政策局、観光局、水道局

の審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めて質疑等があれば、ご発言願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。また、マイクをできるだけ近づけて答弁いただきますようお願いいたします。

それでは、ご発言願います。

○佐藤委員 まず予算案の概要34ページ、奈良県コンベンションセンター管理・運営事業について、MICE推進室にお聞きします。

これまでもバスターミナルを最大限活用する趣旨で、観光振興対策特別委員会でも質疑応答しておりましたが、本事業の説明にあるパークアンドバスライドについて伺います。

○山口MICE推進室長 奈良県コンベンションセンターは、パークアンドバスライドとリムジンバスライドの2つの機能を持っています。

パークアンドバスライドは、ぐるっとバスや路線バスなどと連携して実施することによって、奈良中心市街地への自家用車の流入を抑制するとともに、観光周遊を促すことを目的としています。

リムジンバスライドは、自家用車から空港リムジンバスへの乗換拠点として利用いただくために、乗降・待合スペースを設置し、交通結節点としての利用を促進することとしています。

これらの機能を果たすために、利用を促進する割引制度も取っています。

パークアンドバスライドについては、当施設で木簡型一日乗車券を1,000円以上購入された方を対象に、駐車料金最大1,000円分を割引し、実質的に駐車料金24時間分無料で、奈良の観光を楽しんでいただける仕組みとなっています。

次に、リムジンバスライドについては、当施設駐車場を利用し、大阪空港、関西国際空港へのリムジンバスを利用された方には、駐車料金1日分を無料にしています。

今後については、新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、現在認可申請中の大阪空港リムジンバスが4月から当バスターミナルへ乗り入れる予定であることから、利用の増加が見込まれます。これを契機とし、駐車場及びバスの利用促進に向けたPRを積極的に図っていきたいと考えています。

○佐藤委員 バスターミナルと一般駐車場の組み合わせによるバスのパークアンドライドは、極めて有効と判断しています。特に、空港バスの組み合わせは絶妙であると思います。今、申請中ということですが、今、ロータリーの中に入ってもらっていると思うのですが、

どちらであるか、確認させていただいてよろしいですか。

○山口MICE推進室長 今、バスターミナルには関西国際空港へのバスが乗り入れていまして、大阪空港へのバスは認可申請中ですが、4月から乗り入れを予定しています。

○佐藤委員 大阪空港行きが入っていないということで、関西国際空港行きの空港バスが入ってくることにに関して、付随する駐車場を活用しての事業は有効だと思っています。ただ、このバスターミナルと有料駐車場についてはPFIの契約であったかと思いますが、その売上が上がったとして、その収益は契約上、たしか反映されない形であったかと思えます。その点を確認させていただいてもよろしいですか。

○山口MICE推進室長 奈良県コンベンションセンターの運営事業についてはPFI事業で行っており、駐車場の収益はPFI事業者に帰属するところです。

○佐藤委員 これは補正予算でも上がっていたと思うのですが、PFI事業で行うメリットとデメリット、指定管理者での契約の県にとってのメリット、デメリットを次の契約のときまでにしっかりと精査して、また今後も話を進めさせていただきたいと考えております。

次に、土屋観光局長にもう一度確認したいのですが、先日も観光振興対策特別委員会において、バス交通戦略について答弁をいただきましたが、その後、公共交通基本計画が改定されるということで県土マネジメント部と内容の確認作業を現在進めています。その中で観光バスの運用という点が定義されておらず、本件については観光バスの交通戦略という部分について複数部署にまたがることになるかと思いますが、やはり観光という観点から観光バスを定義していく、どのように戦略的に進めていくのか、戦術的に考えていく必要があると思います。現在、奈良県としては、奈良県観光総合戦略の中に一つの定義として7項目目になっているのですかね、この点についてお考えをお聞きします。

○土屋観光局長 観光振興対策特別委員会の際に、私からも一義的には各施設において駐車場をどう利用するか、効率性を高めていくとともに、交通体系の整備については奈良県観光総合戦略の中にも入っているのです、全体の効果的な活用について関係部局と議論していきたい旨の答弁をしました。現時点において、同様の考え方です。

また、公共交通基本計画の改定の進捗については、関係部局とも事務的には当然ながら書きぶり等を詰めている段階です。それぞれの観点からの戦略的な、あるいは計画的なもの議論をしている最中ですので、当然ながら横の平仄が取れるように、また、相互にやるべきことをしっかりやって効果的な活用が図られるよう、十分に留意していきたいと思

います。

○佐藤委員 この話をしているのも、奈良県コンベンションセンターのバスターミナルを一つ取ったとしても、パークアンドバスライドは極端な話、最初からできていたのではないか。設備的には、ゲート式の駐車場が備わっています。先日の観光振興対策特別委員会でバスターミナルのターミナル機能は一体どういったところにあるのかという話をしたときには、例えば奈良公園のバスターミナルは、観光バスしか入ってこられない。そしてまた、近くに県庁舎の来庁者用駐車場がありますが、あそこでパークアンドバスライドは少し考えにくい。バスそのものをどこで駐機させるのか、今度、平城宮跡南側の積水化学工業株式会社の跡地に駐車場をつくるという動きが後づけで動き出している感があります。これからなら歴史芸術文化村や、中町道の駅についても予算の中に計上されているかと思えます。やはり観光からの観光バスの戦略、こういったところを定義していく必要があると思えますので、今後も注視させていただきます。

次に、予算案の概要43ページから44ページ、奈良まほろば館に関連する事業について確認します。

先日、我が会派の小林誠県議会議員が質問をしていましたが、答弁にあった収支を上げることが目的ではないという点と、賃料や諸経費は県が負担して当然とする答弁がなされたわけです。この点が我々としては少し意見が相違していたところでして、ただ、共通するところは、これが広がっていくことが望ましいということで、言い方と聞き方を少し変えてお聞きしたいと思います。

繁盛してもらいたいという点で、繁盛するということは情報発信拠点としても県産材の認知度に関しても一定の効果があると思えます。

ただ、ここで真に認知しなければいけないことは、その費用対効果の見える化が必要と思えますが、繁盛するための取組と費用対効果を測るための試みを検討していますか。

○葛本観光プロモーション課長 奈良まほろば館の運営については、今まではレストランが白金台にあり、日本橋で物販をしている形で首都圏では展開してきましたが、今後、新拠点においては、物販、飲食、情報発信機能を併せ持つ施設として一体化し、運営していきたいと考えています。

○佐藤委員 一体化ということですが、前回の本当の施策はどこにあったかということ、奈良まほろば館と「ときのもり」のレストランが別々の拠点で運営されているということで、いろいろ残念な結果を生んでいたと思えます。今回は同一拠点で運営されるということで

すので、その点は改善できていると思います。

ただ、実際に連携が取れているかが重要だと思うのですが、その取組は、例えば私がよく例に挙げるのが品川プリンスホテルの横にある秋田県のアンテナショップですが、まず入っていろいろな食材が置いてあり、その奥にレストランがあるのです。これはいいなと思ったものが、その奥で食べられるのです。奥で食べて、今度出てくるときにおいしかったなと言って、またそれをお土産に買っていく、こういう流れができています。実際にそこで販売されている食材も、実際、中で食べる食材も県産食材が大部分使われている。こういう取組が一体化されていることが必要だと思うのですが、今回の奈良まほろば館の連携の取組について、お聞かせください。

○葛本観光プロモーション課長 2階のレストランで食べたものを1階で購入できるというのが理想的な形と我々も思っています、現在それを目指しているところです。併せて、食べたものを1階で購入するだけではなく例えばイベント的にPRするような種々の商品があるとすれば、それをどのように料理されているのか味わっていただけるような形で取り組んで参りたいと思っており、運営受託事業者と協議を進めているところです。

○佐藤委員 そういった一つ一つの積み重ねが繁盛するということ、それはつまり認知していただくということにつながっていくかと思しますので、これからもいろいろと今までになかったものを提案していかないと、新しい動きは動きませんので、どんどんと提案して議論を重ねていただきたいと思います。

費用対効果はどのように測るのか、奈良まほろば館に来ていただいた方がどれほど奈良県に来ていただいているのか、こういった見える化の努力もしていただきたいところです。私から一つ提案させていただくとしたら、例えば、奈良まほろば館でお買い物を幾ら以上していただいた方には引換券を渡し、奈良県に来ていただいたときに記念品と交換する、そういった形で奈良まほろば館に来ていただいた方が奈良県に来ていただけたというような、こういうマーケティングの手法もあります。そういった見える化の費用対効果的にどうなのか、人の動きや流れをつかむような手法を何か検討していますか。

○葛本観光プロモーション課長 もともと奈良のブランド力を高めていくことが奈良まほろば館の目的として、佐藤委員がおっしゃったように、いかに奈良県に来ていただけるかということも一つの効果測標であると思いますし、また、どういう形で広がったのかということも測っていくかということも検討していかなければならないと考えているところですが、いずれにしても、奈良まほろば館、奈良県のブランド力がどれだけ広がったのか

を測る手法を検討しているところです。

○佐藤委員 検討しているということで、またその動きがありましたら教えてください。県として経費は当然という答弁をされているわけですが、経費を投じる以上、それに見合った効果というものを検証しなければ事業継続につながっていきませんので、繁盛するのもそうですが、本当にそれが効果的であるのか、1億円以上を投じて毎年動いていくわけですから、そういったところは我々日本維新の会としても今後注視をしていきたいと思えます。

次に、予算案の概要30ページ、障害者のテレワーク促進事業が、新規事業という形で入っていますが、これは大事なことだと思います。障害福祉課に確認ですが、本件は最初からテレワークを前提とした就労支援策の社会的な実験という立てつけでよろしいですか。また、どのようなケースを想定されるのか、その規模についてもお答えください。

○東川障害福祉課長 障害者のテレワーク促進事業については、業務のデジタル化を踏まえ、テレワーク技術を活用した障害者の新しい働き方のモデルを構築することを目的としています。対象としては、これまで働く希望を持ちながらも通勤が困難であるために働けなかった人や、対面のコミュニケーションが困難な人などを想定しており、テレワークを用いることでその特性や体力に応じて就労ができるようになると考えています。

来年度は、県内の2企業において、実際に障害のある方のテレワークによる実習や就労を行う予定をしています。企業に対しては、テレワーク就労のための業務の切り出しや、実施期間中に発生した問題等への対応、障害のある方に対しては、テレワークに対応した事前研修や実施期間中のフォローなど、導入から職場定着に至るまでICT環境整備のノウハウを持ち障害者の就労支援に経験のある事業者に委託してサポートを行うこととしています。また、この過程をモニタリングし、課題の抽出・分析を行いたいと考えています。

この実践から得たノウハウを取りまとめたマニュアルを作成し、障害者の働き方のモデルとして県内企業に周知することで、障害者雇用の新たな職域拡大を図りたいと考えています。

○佐藤委員 さすがに新案ということで、県の負担としては県単独で約350万円を超える予算でモニタリングをされるということですが、県としては障害者雇用率が、今、全国でも1位を継続している中で、こういった新しい取組は必要です。

時勢にも合っていますので、これで就労が決まったという事例が出ましたら、すぐに報告をいただきたいと思えます。

次に予算案の概要174ページ、保健所機能強化事業、新型コロナウイルス感染症患者等の搬送について、現状と令和3年度予算についても今後の展望について確認します。

○戸毛疾病対策課長 従来、県が保有していました感染症患者移送車は、寝台車タイプ1台、車椅子搭載タイプの軽自動車1台の合計2台を県保健所が共同で利用していました。その移送車はいずれもアイソレーターと呼ばれる感染症患者搬送装置を搭載し、患者はその中に入った形で搬送していました。しかし、新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加に対応するため、また、軽症の方が多く、家庭内感染も多い新型コロナウイルス感染症患者に対応するため、複数人が座れる座席タイプで、運転する職員の安全が確保された患者移送車両の確保が急務となっていました。既存の車両では配備することができませんでした。

そのような中、奈良トヨタ自動車が発注した運転席と後部座席に仕切りがあり、感染防止のために空調を工夫した座席タイプの移送車両を開発されたため、1台発注したところ、さらにもう1台を県に寄贈いただくことになり、現在2台とも稼働しています。

また、関西経済連合会からの寄附金を活用し、さらに座席タイプの移送車両1台を発注し、老朽化している寝台車タイプの移送車の更新も予定しています。

このことから、移送車両は郡山保健所に2台、中和保健所に2台、吉野保健所に1台の合計5台となる予定です。2月補正予算案は、先ほど説明しました老朽化している寝台車タイプの移送車の更新となっています。

このほか、感染拡大時に対応するため、レンタカーの移送車の借り上げや、運転業務の民間委託も行っています。

これらに加え、宿泊療養施設の専用移送車両として4台の移送車両を購入しており、これについては全て運転業務を民間事業者へ委託しています。

引き続き、患者移送を迅速かつ安全に行う体制の構築に努めてまいりたいと思っています。

○佐藤委員 当初、話を聞いていたことより、発展していると思います。県においても限定的ではありますが、ようやくワクチン接種が始まっています。

しかし、コロナとの闘いというものが、もう次のステージに移ってきていると思います。変異株も出てきており、蔓延の方向にあります。技術的なものは、開発が伴うために後手となりがちですが、予防や対策などは発想や組み合わせで何とかできることが多いものです。先手が取れることだと思います。なければ模索、提案し、それが形になっていく、

本件も良い事例だと思います。今後も搬送人員の確保や、車両のリース形態、県としての要望をしっかりと模索し、企業や業者に提案していく形で伝えれば、必ず企業や業者も応えてくれると思います。この搬送業務に関しては、救急搬送に救急車が使われるとなると、通常の医療業務にも支障が出ますので、新型コロナウイルス感染症患者の搬送作業については様子を見て、いかなる状況にも対応できるように今後も努めていただきたいと思います。

予算案の概要107ページ、更生支援の推進、出所者の就労の場づくり推進事業について、福祉医療部地域福祉課にお聞きします。

本事業は、初手として男性2名の就労が進捗していますが、今後は女性の就労や、前科ではなく前歴となる未成年に対する就労支援も必要であると思います。今後は包括的な取組としていくことが望ましいと考えていますが、その点いかがでしょうか。

○松山地域福祉課長 令和2年4月から施行しました奈良県更生支援の推進に関する条例におきましては、対象者を罪に問われた者等としております。女性や非行少年等の未成年を排除するものではありません。この条例に基づき実際に更生支援に取り組む一般財団法人かがやきホームの定款においても、この扱いは同様です。

財団が出所者を雇用するに当たっては、あらかじめ就労の場と住まいを確保し、それらの条件を提示した上で、法務省の協力を得ながら募集を行い、応募者に対して面接をした上で採用しています。令和2年度、財団が採用するに当たっては、五條市森林組合を就労の場として、五條市内に住まいを確保し、林業に従事する人を募集した結果、2名の男性を雇用しました。令和3年度も2名を雇用する予定ですが、今年度と同様に五條市内に住み、五條市森林組合で林業に従事するという条件で募集し、面接の上、採用する予定です。面接に当たっては、適性や本人の意欲を公正に公平に評価しています。

○佐藤委員 2点確認させてください。男性ということで女性は考えていない、女性の女子刑務所もありますが、女性を対象としていないという認識でよろしいですか。

それから、現在は林業に限っていますが、今後も林業以外は考えられないということですか。

○松山地域福祉課長 条例の趣旨をそのまま実施していますので、佐藤委員がお述べのような女性を排除するとか、男性に限るということではありません。

まず、事業を始めるに当たり、五條市、五條地区保護司会、五條市更生保護女性会の要望を受け、さらには就労の場として五條市森林組合とのご縁を踏まえて事業を開始した中

で、法務省での調整をいただいた上で、そのような条件の募集をした結果、応募をいただき、公正な審査をした結果、男性2名の雇用に至りました。来年度においても、引き続き、五條市森林組合で林業に従事いただく条件の下に行うことをご説明しました。定款には男性に限るということにはなっておりませんので、この辺りは毎年行っている奈良県更生支援のあり方検討会等の有識者のご意見も伺いながら、引き続き今後の事業展開について検討してまいりたいと思います。

○佐藤委員 状況はよく分かりました。今後はその裾野を広げていくという可能性も示唆されたことと思いますので、その取組をよろしくお願いします。

ただ、気になるのが予算規模に対して来年は2名ですね。2名に対して結構な予算が必要だと感じています。また、これが県単独事業で行われているところもチェックしなければいけないと思っています。

以前も申し上げたと思うのですが、出所者の就労支援事業は国も行っている事業です。一般社団法人かがやきホームをはじめとして、財団をつくって就労支援していく取組は、奈良県が先んじて行っていると思います。今後、予算を取っていくのに、県単独事業でなければならないのか、国の事業とも似たような共通点多々あるかと思っていますので、そういう交付税措置や補助金などとの組み合わせ方を検討していますか。

○松山地域福祉課長 新年度の予算につきましては、ご覧のとおり4,000万円あまりの予算を計上しておりますが、そのうち、この直接の財団の処遇に係ります部分については3,992万円、約4,000万円の金額となっています。事業の枠組みについては、現在2名、それから令和3年度にも2名の合計4名の出所者を雇用して、五條市森林組合に派遣する分については、派遣料収入を徐々にいただくという形の歳入は見込んでいますが、大部分は一般財源となっています。

このような地方で初めて司法と福祉をつなぐ取組をしていますので、法務省並びに厚生労働省、あるいは内閣府に政府予算の要望を上げるなどの国への働きかけもしてまいり、引き続き県の取組についてしっかりとアピールしながら、財源確保に取り組んでまいりたいと思います。

○佐藤委員 ぜひお願いします。これは、正直な話、奈良県だけの問題ではなく、補助金や、国から支援をいただけるということは、他の都道府県でも横展開する可能性が高い事業だと思いますので、出所者の就労支援は県だけではなく、横のつながり、日本全国を挙げて取り組まなければいけない問題だと認識していますので、ぜひ実現するように進めて

ください。

最後の質問になりますが、予算案の概要108ページ、奈良県手話言語条例推進事業について、福祉医療部障害福祉課に確認をします。

以前、手話ハンドブックを2万冊用意し、その後は事業も拡大していく中で教材としても使っていると聞いています。その後どのようなになっていますか。現在の残数、また増刷予定があるのでしたら、その点についてもお聞きします。

○東川障害福祉課長 手話ハンドブックは、平成28年度以降、合計3万部を作成しています。現在の在庫は650部です。なお、3月末までに5,000部の増刷を予定しています。

手話ハンドブックは、これまで県職員全員及び関係団体等に配布をしたほか、あいさポーター研修の中でも簡単な手話講座を実施する際の教材として使用しています。また、学校や企業、手話サークル、県主催の手話講習会等でも活用しています。さらに、市町村や公民館、福祉施設等の窓口に置いていただいています。また、大型商業施設等での障害理解促進イベントの際にも配布しています。より多くの方に手に取っていただけるよう工夫を凝らして活用しています。

○佐藤委員 市町村にこれまでどれぐらい配られているのかと、今、市町村に何冊残っているのか、これを把握されていますか。

○東川障害福祉課長 市町村には、これまでに約6,500部を配布しています。市町村から、残部が少なくなり送ってほしいと依頼を受けて補充している状況です。

○佐藤委員 全市町村、その動きがあるのでしょうか。危惧するところが、行政職の宿命だと思うのですが、担当者が代わっていきます。ハンドブック自体が存在する、県からもらえる、どういったことに使えるなどのことが、途切れないかと思いますので、増刷されるときには必ず39市町村の担当者に在庫数などを確認し、増刷する必要があると思いますが、その点いかがお考えですか。

○東川障害福祉課長 今回増刷をしますので、市町村の在庫数を確認した上で配布したいと思えます。

○佐藤委員 とあるところからは、ないという話も聞きましたので、確認作業を進め、市町村にしっかりと在庫数が確保されて展開していく必要があると思えますので、よろしくお願ひします。

以上をもちまして質疑応答とさせていただきます。

なお、バス観光戦略については、県土マネジメント部にも質問してから、先日の件も併せて最終日までに委員長に報告していただきたいと思います。

○山中委員 先ほど、佐藤委員からも、予算案の概要30ページ、障害者のテレワーク促進事業について質問されています。奈良県における障害者の雇用状況は昨年の0.04ポイント増ということで、2.83ポイントで昨年に引き続き全国1位の雇用率です。ちなみに、全国の平均雇用率が2.15ですので、それを0.68ポイント上回る、本当にすばらしい、また県内企業の皆さんもしっかりと関心を持っていただいているのだと思っています。

そうした支援を通して障害者の皆さんが、就労により自立した生活を確保するのはもちろん大切なことだと思います。そして、次の段階として、障害者の状況に適した新しい働き方のモデルの模索というのは、今回のこの事業の対象だと思います。私のところにも先だって2名の方が来られまして、こうしたテレワークでの就労ということをぜひともできないかと話をしていきました。私も、先ほど佐藤委員がおっしゃられたように、この第1号にその聞いてくれた方がなっていたらありがたいなと、思っていますので、障害をお持ちの方は、人とのコミュニケーションが取りづらくて仕事を離れられたという方も多いわけですから、本当に新しい働き方の可能性を模索するという意味でも、そういった機会をしっかりと創出をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、予算案の概要69ページ、101ページ、不妊対策事業、不育症検査費用補助事業についてお聞きします。

先の本会議で、医療政策局長に制度の拡充内容について質問しました。そのときに、産科医療機関や市町村等の関係機関に対し周知を徹底するとともに、県民に対してもホームページの掲載などにより広報していきますと答弁いただきました。

また、保健所や奈良県不妊専門相談センターにおける相談体制の拡充についても答弁いただきました。そこで、奈良県不妊専門相談センターにおける相談体制の拡充について、どのように進めていくのか聞かせてください。

○辻本健康推進課長 奈良県不妊専門相談センターは、現在、医師や助産師が相談に対応いただいています。今後、制度の拡充についても、各相談員、相談を担当する先生方に関し、研修等を行い、制度の理解や、内容的にどのような方が相談されているかも踏まえて、相談内容をきっちりと回答していく形で対応していきたいと考えています。

○山中委員 制度の理解と、使っていただくための周知ということで分かりました。現在、

不妊・不育に悩んでいる方の相談、支援の体制のみならず、将来、妊娠について考える可能性のある若い世代を含めた全ての国民に知ってほしい正しい知識の普及も重要かと思えます。不妊治療を経て妊娠、出産に至った母親への支援の必要性もあると思えますので、そういったこともお願いします。行政においては、支援力の向上、切れ目のない支援体制の整備がますます重要と思われますので、よろしくお願いします。

次に、予算案の概要 86 ページ、ならのがん医療見える化推進事業についてお聞きします。

奈良県においては、これまで地域別がん対策の見える化や、がん診療情報の見える化などの取組を通して、がんの死亡率は大幅に改善をしまして、人口 10 万人当たり 75 歳未満の年齢調整死亡率が令和元年は 63.9% 全国 4 位で、全国平均の 70.0% を 6.1 ポイントいい方向に成果が出ており、評価できると思っています。

これまで、私も奈良県議会がん対策推進議員連盟の一員として参加してきました、がん政策サミットにおいても、各都道府県のがん対策推進計画において、がん対策のロジックモデルに落とし込んだような政策の必要性をずっと訴えてこられました。奈良県においてもがん対策のロジックモデル化による取組が進んでいます。

そこで、地域別がん対策の見える化の取組状況と、その成果、及び今後の展開についてお聞かせください。また、がん診療の情報の見える化も、素晴らしい成果だと思っております。この点についても簡単に説明をお願いします。

○戸毛疾病対策課長 地域別がん対策見える化推進事業は、がんの死亡率、罹患率、さらにはがん検診受診率や、がんのリスク要因となる塩分摂取量、喫煙率など、がんに関するデータなどを活用し、地域別にデータを分析することで、地域の特性に応じたがん予防などの対策を地域に提案することを目的にしています。

実施に当たり、医療圏ごとに分析し、それぞれの医療圏からモデル市町村を選びました。平成 30 年度の南和医療圏から始まり、令和元年度には東和及び中和医療圏、そして今年度は西和医療圏と奈良医療圏に取り組んできました。

モデル市町村においては、がんデータが見える化したことで罹患率が高いことが分かるようになり、医療機関での個別検診枠の拡大が実現するなど、がん予防の取組に地区医師会の協力が得られるようになった例や、市町村健康増進計画に県全体の順位など客観的データを用いた取組を盛り込めるようになったなどの成果が得られたと聞いています。

今後の課題として、住民を動かすためにはもっと身近で分かりやすいがん対策の取組方

法の打ち出し方がさらに必要であると考えています。これまでは、医療圏とモデル市町村でのデータ分析を行い、モデル市町村における取組提案を行っていましたが、これを全市町村に広げて定着させていく必要があります。がんデータには、見慣れないデータがたくさんあり、読み込みに時間がかかるなど市町村によりデータの活用に差が見られます。県としては、市町村がデータを活用するための支援を行ってまいります。

また、もう一つの見える化ですが、県民の皆さまが病院や治療方法を選択する際に参考となるよう、県内のがん診療情報を分かりやすく見える化するがん診療情報の見える化事業にも取り組んでおります。これに関しては、その基になるデータをホームページでも公開していますので、正しいデータに更新しながら、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○山中委員 私のがん政策サミットに参加し、例えばがん対策基本計画をやりましょうなど、見える化は、なかなか難しいなと思っていたのですが、奈良県のホームページを見ますと、がん対策立案の方法論などというロジックモデルを分かりやすく書いていただいています。今ホームページで見られる範囲は、五條市や大淀町をモデルとして取り組んでいただいております。先ほど答弁にあったとおりでと思います。がんによる死亡率の減少という、一番の目的が少しでも向上しているかと思っておりますので、更に全市町村に展開し、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

次に、予算案の概要106ページ、医療費適正化推進事業についてお聞きします。2018年度より奈良県においては、第3期医療費適正化計画が開始され、年度ごとにその進捗状況を公表するよう努力義務が規定されています。奈良県における第3期医療費適正化計画の数値目標は、具体的なPDCA管理に基づいた達成状況が示されていると思っております。特に、医療費適正化の一環として、例えば残薬及び重複多剤投与の解消に向けた取組や、後発医療薬品の使用を促進する取組について、また、今後の主な対応についても併せてお答えください。

○森川医療保険課長 第3期医療費適正化計画において、医薬品に関する取組は、県民の健康と医療費に直結することから極めて重要だと考えており、各保険者や医療関係者が一丸となって取り組んでいるところです。

県では、後発医薬品の使用促進や重複・多剤投薬の解消が地域の実情に応じて進められるよう、市町村、地区医師会、あるいは地区薬剤師会等で構成する医薬品適正使用促進地域協議会を設置し、取組を検討・実施してきたほか、県民への啓発、個別医療機関に対す

る働きかけなどを関係者と連携して進めているところです。

また、国民健康保険については、県単位化を機に平成30年度に奈良県国民健康保険団体連合会に設置した国保事務支援センターにおいて、全ての市町村の被保険者に対する後発医薬品に切り替えた場合の差額の通知や、重複や多剤服薬のある被保険者への注意喚起など多様な取組を展開しているところです。

直近の令和元年度の進捗状況は、後発医薬品の使用割合などの指標が医療費適正化計画の年度目標に達していません。今後、目標達成に向け、全ての関係者が危機感を共有して取組を強化してまいりたいと考えているところです。

○山中委員 残念ながら令和元年度の目標値には、先ほどの後発医薬品の使用料、使用促進、重複多剤投薬、残薬の対策なども未達成ということですので、しっかりと進めていただきたいと思います。

そして、当然こうした適正化計画というのは、プラン、実施から、チェックという、いわゆるPDCA管理をしっかりといただきながら毎年の目標達成を確認していると思いますので、どうかこの点も含めて進めていただきたいと思います。

それから、この適正化計画を進める上で、市町村との連携は大事と思いますが、こういった点で特に取り組んでいる点がありましたらお聞かせください。

○森川医療保険課長 医療費適正化計画を進めるに当たっての市町村との連携ですが、市町村国民健康保険については、平成30年度に奈良県国民健康保険団体連合会に国保事務支援センターを設置して、これまで一部の市町村でしかできていない取組などについて全県的に国保事務支援センターで実施できるよう、県が国保事務支援センターに委託しています。この取組については、各年度現状をきちんと評価した上で、効果的な取組を毎年見直ししながら進めており、こういった取組を今後も継続して充実していきたいと考えているところです。

○山中委員 引き続き効果的な国保事務支援センターでの取組をよろしくお願いします。

予算案の概要173ページ、新型コロナウイルス感染症対策のうち重点的な取組で、ワクチン接種の円滑な推進についてお聞きします。今日、こちらの資料を提示したいと思います。既に委員長には許可をいただいておりますが、こちらの資料は、私ども公明党で新型コロナウイルスワクチン接種対策本部を設けまして、新型コロナウイルスワクチンの接種の円滑な体制構築に向け、自治体が抱える課題を掌握して解決に向けた取組につながるよう、私たち議員自らが自治体に赴き、意識調査をしました。全体で母数になります市町村

の数は1, 747で、回答いただいた市町村は1, 287で、74%近くの市町村から回答をいただきました。この場を借りて恐縮ですがお礼を申し上げます。

聞かせていただいた内容は、接種体制の状況と、接種計画を作成する上での困ったことは何か、コロナワクチン接種記録システムの導入について各市町村はどう考えますかといった内容の調査でした。そうした中で私ども、今日の質問につなげていくわけですが、接種計画を策定する上で困っているのは、入ってくるワクチンの供給量が情報不足として挙げられていました。政府の3月5日時点での新型コロナワクチン輸送スケジュールを見ますと、医療従事者向けの優先接種分と、高齢者向け優先接種分が重なってくるようなところが一部あるように思います。今のところは医療従事者も高齢者向けの優先接種もしますということで、並行接種する状況になるのかと思います。その並行接種されるのかというのが1点と、それから高齢者向けワクチンの供給量が極めて少ないことから、接種対象をどのように絞っていくかが各市町村では随分と問題になってきていると思います。

そこでこうした接種対象をどのように限定していくかは、市町村が決められる部分というのは伺っていますが、こういったことへのアドバイスも含めてお聞かせください。

さらに、各市町村は、高齢者への接種を開始する上で接種券の配送をしていかなければなりません。留意点があればお聞かせください。

それともう1点、私ども公明党会派として、2月9日に新型コロナウイルスに関する感染症対策の緊急申し入れをしました。ワクチン接種後の副反応に係る専門的な相談等を受ける体制を確保してくださいとの申し入れもさせていただきました。この点がどのように進んでいるのか、お聞かせください。

○鶴田医療政策局長 山中委員から、並行接種、市町村の接種の進め方、副反応の大きく3つご質問いただきましたので、それぞれ順次回答します。

並行接種については、まず3月から医療従事者の優先接種が始まっています。県内医療従事者の優先接種の対象者が約5万人います。十分なワクチン量が届くのが、国の今示している情報ですと5月上旬となっていますので、段階的に進めていく必要があります。医療従事者の接種については、まず最初にコロナ患者を看ている病院を対象とし、その次にコロナの疑い患者を看ている病院を対象とし、県内病院でのクラスターが発生していますので、それ以外の病院を対象にし、その後、地域の医療関係者にワクチンを届けるという、4つのステップを踏んでワクチンを配っていくこととしています。この配り方につきましては、県内の医療関係者と共有をした上で取組を進めていくこととしていますので、これ

を着実に進めていきたいと思えます。

高齢者への接種については、4月中旬から始まることになっていますので、医療従事者と高齢者が重なることにはなりますが、重なりながらも混乱しないようにしっかりと医療関係者、市町村とコミュニケーションを取りながら進めていきたいと考えています。

市町村の高齢者の接種計画については、ワクチンが県内にどの程度届くのかというところが、かなり情報として流動的ではあるわけですが、現時点で確定的な情報としては、4月中に約1万人分のワクチンが届くと国からは情報をいただいています。そうしますと、この1万人というのが県内高齢者が42万人いますので、約2%ということで、非常に少ない量になっています。県としては、これを公平に各市町村に分配できるように県で一旦受けて、小分けをして市町村に配れる仕組みをつくっています。

市町村の立場に立って考えてみますと、少ないワクチン量をどういう順番で接種するか頭を悩ませることになります。市町村によって考え方はいろいろありまして、例えばクラスターが起きている高齢者の施設から打ちましようとして整理している市町村もあると把握していますし、年齢を細かく区切って、65歳ではなく75歳以上などといった高齢者から予約を受け付けるなどの創意工夫を各市町村で考えていただいています。我々は、市町村との対話として週に1回連絡会を設けてコミュニケーションを取っていますので、好事例や各市町村の創意工夫をみんなで共有しながら、より良いやり方をできるようにしっかりサポートしていきたいと考えています。

副反応に関しては、集団接種会場で起きるアナフィラキシーと言われるような副反応と、その後、1日してから痛みや発熱など後で出てくる副反応とありますが、まず集団接種会場で起きる副反応に適切に対応できるように、県独自に厚生労働省の指針を踏まえて医療従事者向けのワクチン接種マニュアルを作りまして、先週公表しています。

また、医療関係者を対象にそのマニュアルを踏まえた研修会も行っています。そういうことにより、仮に集団接種会場でアナフィラキシーが起きたとしても速やかに対応できる体制を整えていますし、119番を鳴らせば通常の救急で救急告示病院につながるシステムも整備しています。また、地域によっては奈良県ドクターヘリで搬送しないといけないような場合もあると思えますので、奈良県ドクターヘリが飛べる準備もしているところで

す。

接種後に副反応が生じた場合、接種会場ではなくお家に帰ってからといった副反応にも対応できるように県としてコールセンターをつくることにしていますので、コールセンタ

一で相談に乗れる体制を取ろうとしていますし、また、そういった副反応の方が受診できる医療機関も県でこれから調査をして、皆さま方と共有できればと考えていますので、副反応に対しても万全の体制で臨めるようにしっかりと体制整備を図っていきたいと考えています。

○山中委員 先ほど並行接種の話がされました。集団会場でも打てるほど多くのワクチンが来ないとできないと思いますが、実際はかかりつけ医で受けられるようになった時に先生はワクチンを接種していない、でも65歳以上、もしくは市町村で抽出された方は接種をするということで、打っていただく側にしますと何か申し訳ない感じでしていただくことになろうかと思えます。

先ほどおっしゃったように、毎週1回オンラインで、先だっても遅い時間からでしたが、金曜日にしていただいたということは市町村からも聞いています。しっかりとこの体制は保っていただいて、よろしくをお願いします。

次に、予算案の概要36ページに、タクシー利用型観光地づくり事業についてお聞きします。先の本会議において、観光局長から修学旅行の誘致についてお聞きしたところ、県内に点在している観光スポットを修学旅行生が円滑に周遊できるよう、タクシー利用型観光地づくり事業にも取り組んでいきたいという答弁をいただいたところですが、事業内容とその効果、また今後の展開についてどのように進めようと考えているのか、お聞かせください。

○桐田ならの観光力向上課長 令和3年度は、タクシーを利用する周遊の在り方の検討及び実証を行っていきたいと考えています。具体的には、タクシーで周遊する取組が行われている観光地の事例調査や、有識者、事業者を交えた勉強会等々により、本県で実施する上での課題をまずは抽出していきたいと考えています。その上で、具体的なモデルコース等を検討して、修学旅行生や、個人旅行客にモデルコースを巡っていただくモデル事業を実施したいと考えています。

○山中委員 まずは今、第一段階として、モデル的な部分を模索していききたいという話だったと思います。

モデルで成功するかどうかはその先にあるわけですが、県がモデル的なものを作った上で、これは一つのいい成功例ですよ、市町村もぜひともという話になろうかと思えます。私はどちらかという、市町村も並行するような形で、自分のところの身近な観光スポットを周遊できるスタイルは、観光モデルとしてあってしかりかと思えますので、市町村と

の連携というか、市町村も交えた形は大事かと思いますが、どのようにお考えかお聞かせください。

○桐田ならの観光力向上課長 本県においても、本事業を実施するに当たっては、各市町村や観光協会と協力して検討していきたいと考えています。この予算案の検討過程においても奈良市観光協会とも意見交換しています。この予算を認めていただきましたら、奈良市観光協会も事業を実施する場合には前向きに検討を進めていきたいというお答えもいただいています。観光プランやモデル事業により得られた意見等々についても、県内市町村とも共有し、より効果的に事業を推進して参りたいと考えています。

○山中委員 もう既に各市町村の観光協会等も巻き込んでやっているということですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に予算案の概要45ページ、ガストロノミーツーリズム推進事業についてお聞きします。

昨年12月16日にガストロノミーツーリズム国際シンポジウム2020 in奈良が奈良県コンベンションセンターで開催され、私も参加しました。映像によるプレゼンテーションなどを通して少し分かったことは、その土地の風土が生んだ食材、習慣、伝統、歴史などによって育まれた食を楽しみ、その土地の文化、歴史、食文化に触れることが旅の目的ですと、こんなところは理解したと思うのですが、具体的にこの事業の概要、そして今後の展開についてお聞かせください。

○山口MICE推進室長 ガストロノミーツーリズムは、山中委員お述べのとおり、その土地の気候風土が生んだ食材、習慣、伝統、歴史などによって育まれた食を楽しんで、その土地の文化に触れることを目的としたツーリズムです。国連世界観光機関（UNWTO）では、ガストロノミーツーリズムの推進を推奨しているところです。

県においては、食と観光の連携は、地域における伝統や多様性の発揮に貢献するだけでなく、文化の発信、地域経済の発展、持続可能な観光、食の経験を伝達することを促進することにつながると考えており、ガストロノミーツーリズムの推進は、本県が持つ歴史、文化、景観などの特長を生かして、日本文化の始まりの地、奈良でしかできないコンテンツを国内外に向け発信できる機会と捉えています。

これまでの取組としては、ガストロノミーツーリズムの推進及び世界フォーラム開催に向けた機運醸成を行ってきたところです。具体的には、UNWTOなどと連携し、ガストロノミーツーリズム国際シンポジウムを令和元年10月と、山中委員がご出席いただきま

した令和2年12月に開催するとともに、ガストロノミーツーリズムの世界フォーラムの奈良県開催に向けた誘致活動を現在展開しており、本県は2022年の国内開催候補地として既に日本政府より選定されているところです。今後、UNWTOにより、開催国が決定されることとなっています。

今後の取組としては、本県が誘致を目指す令和4年の世界フォーラム開催に向けて、ガストロノミーツーリズム国際シンポジウムの継続開催をはじめ、世界フォーラムの実施計画の策定、本年6月に開催が予定されている世界フォーラムの第6回ベルギー大会における会場視察や、現地でのトップセールス及びPRなど、世界フォーラムの誘致、開催に向けた動きを取っていくとともに、併せてガストロノミーツーリズム推進組織の設立及び運営、ガストロノミーツーリズムの県内コンテンツの発掘など、ガストロノミーツーリズムの推進に向けた活動を積極的に展開していきたいと考えています。

○山中委員 日本文化発祥の地を生かしたガストロノミーツーリズムや、県内コンテンツの掘り起こしも併せてやっっていこうという部分もありますし、また、大きくは先ほどおっしゃっていただいた国際シンポジウムの開催をぜひとも奈良県でという強い思いだと思います。

そこで、観光庁では、国内外の観光客に新たな地域への訪問動機を与え、地方誘客を図る目的として、テーマ別観光による地方誘客事業の紹介がされておりました。例えば温泉地を拠点とした食、自然、歴史、文化、こうした地域資源を活用して歩いていただくとか、そういった掲載がされてました。例えば、温泉ガストロノミーツーリズムの掲載がありました。奈良県は残念ながら、温泉が0ではないのですが、そういった組み合わせが果たしてと思いますけれども、日本の文化発祥の地が一つは大きなポテンシャルにはなると思いますが、何かとコラボしたガストロノミーツーリズムの発想があればお聞かせください。

○山口MICE推進室長 検討を進めているところですが、一例として、山の辺の道周辺の地域は、日本の原風景とも言える美しい景観や、豊かな自然環境、三輪そうめん、和菓子及びみかんや柿など旬の農産物など、食と農の魅力と、歴史、伝統文化など多くの地域資源に恵まれた地域であり、ガストロノミーツーリズムのモデル地域にできればと考えています。

コロナ禍であるため、オンラインでの開催となりましたが、昨年11月7日には同エリアで食の味わいや、歴史、文化、景観などの魅力を楽しむツアーを実施したところです。今後も、食と農の振興部と連携して、県内のガストロノミーツーリズムのコンテンツのさ

らなる発掘と、それを生かした周遊ルートの造成や、ユニークベニユーの開発を通して、滞在型観光の促進に努めていく所存です。

○山中委員 山の辺の道は、日本の原風景ということで、そこを一つモデル化としてしっかりと視点をという話でした。

今、確かにインバウンドそのものは、回復する見通しがまだまだ厳しい状況ではあるかと思いますが、今だからこそ作り込んでいける様々な観光に対しての施策があらうかと思しますので、そういったことも含めて進めていただきますようお願いいたします。

○小村委員 まず、令和3年度予算案の要点の26ページ、山中委員からもございましたタクシー等を活用した修学旅行等の促進、これはタクシーを活用して修学旅行を促進していこうということで、令和2年度も1,200万円予算が付いていたと思うのですが、令和3年度は800万円ということで、令和2年度は違った形でやっておられたかと思うのですが、修学旅行の促進ですが、奈良市だけではなく、他の市町村でもタクシーを使った周遊というものを考えているのでしょうか。

○桐田ならの観光力向上課長 奈良市だけではなく、県内全域を考えています。

○小村委員 先ほど山中委員に奈良市観光協会という答弁でしたが、例えば西和地域であれば修学旅行ですと法隆寺にも来ていただいている人数も多いのですが、斑鳩町観光協会等とも連携を取っているのか確認だけしておきます。

○桐田ならの観光力向上課長 今回予算案として上程する検討過程においては、奈良市観光協会と意見交換はしていますが、今後、事業を実施するに当たっては、小村委員がおっしゃったとおり、各市町村、各観光協会、事業者、そういう方々とも意見交換を重ね、まずは課題を抽出した上でモデル展開をしていきたいと考えています。

○小村委員 予算案策定のときには奈良市だけだったということですので、少し残念というところがあります。いろいろな地域事情がありますので、複数の市町村から聞いていただいて、予算案の要望を財政課にさせていただきたいと思います。これは今回上がっていますので、今後期待していきたいと思えますし、西和地域でも、奈良県は行くところが点々としている、点在しているというのが一つの観光の弱点、交通が観光の弱点かと思っています。先ほどの話では、ガストロノミーツーリズムですか、そこをつないでいくということを今、一生懸命やっているといただいていると思しますので、このタクシーを活用した修学旅行の促進も頑張っているといただきたいと思います。

その点で、令和2年度も令和3年度も修学旅行の誘致促進を予算化していますが、これ

は目標値を立てておられるのか、その上での予算づけかと思うのですが、その目標値についてお聞かせください。

○葛本観光プロモーション課長 修学旅行の目標値ですが、現在、県や斑鳩町もですが、市町村で旅行会社や旅館組合などと連携しながら修学旅行誘致促進会をしているところです。ただ、宿泊をしていただけるように、連泊をしていただけることを目標として取り組んでおりますが、実際のところ目標値の数字を挙げているわけではございません（P 32で発言の修正あり）でして、現在、修学旅行生という学生も減りつつある中で、また修学旅行の形態も多様化する中で、現状を少しでも維持していくということで奈良県修学旅行誘致促進委員会を実施しております。

○小村委員 修学旅行について、いろいろな方や市町村などに聞いてみますと、多様化していると感じています。今まででしたら特定のところだったのが、私の地域でも民泊を活用して鹿児島県に行ったり、その後に宮崎県に行ったり、しかも、地域の方々のところに泊まりに行くという形などいろいろありますので、その中でこれから奈良県が獲得していくための一つのツールとして、今回は予算案としているものと思って理解します。

その同ページに、「いまなら。キャンペーン」に5億円の予算が上がっているのですが、これはもちろん令和2年度も「いまなら。キャンペーン」をされていたと思うのですが、令和3年度に関して、事務費などの5億円の内訳についてまずお聞かせください。

○桐田インバウンド戦略・宿泊力向上室長 現在、来年度の事業スキームといいますか、どう進めていくかを検討しているところです。いわゆる原資配分をどの程度にするのか、そのうち事務費をどの程度にするのかというところは、今後検討の中で明確にしていきたいと考えてます。

○小村委員 前回の「いまなら。キャンペーン」のときにすごく事務費がかかっていまして、宿泊事業者への還元はこれだけなのかというようなお声を、地元の宿泊施設から言われた経験もあります。先程、スマートフォンで検索をしましたら、「いまなら。キャンペーン」のサイトは今もありますよね。次回、今年度と同じ業者がこれを運営されるということなののでしょうか。それとも、またプロポーザル方式等で入札をして違った展開をされるのか、その点をお聞きします。

○桐田インバウンド戦略・宿泊力向上室長 事業の実施に当たっては、クーポンの発行方法、参加する宿泊事業者、旅行会社との円滑な連絡調整、旅行会社や宿泊施設の立場を踏まえた県民への説明や対応など多種多様にわたっています。そのため、専門的な知識やノ

ノウハウを活用する必要があると考えており、来年度についても公募型のプロポーザル方式での業者選定を現在のところ考えています。

○小村委員 新たにプロポーザル方式で公募されるということですが、令和2年度でつくっていたサイトですとか、今も「いまなら。キャンペーン」出ていますよね。これをその後使うことによって、より安価になると思うのですが、でも、公募型プロポーザル方式により新しい業者がもし取られた場合は、令和2年度事務費でつくったサイトが無駄になるのではないかと感じるのですが、その点はどのように県としてお考えでしょうか。

○桐田インバウンド戦略・宿泊力向上室長 今年度使用しました「いまなら。キャンペーン」のホームページのサイトや、ロゴマークは県側に権利がありますので、令和3年度におきましても、どの業者が選定されたとしても使用することが可能となっています。

○小村委員 県側にサイト等の所有権がある、管理も新しい業者が取られた際も簡単にできるようになっているということであると思いますので、その点を確認させていただきました。

次にあと1点、令和2年度、オンラインでの開催が観光事業で多くあったと思うのですが、オンラインを見ている方は実際どれぐらいいて、その効果検証をされているのかが非常に疑問です。オンラインでまでその事業をする必要性があるのかというのが、結構、予算案を見ているとオンライン開催とかとなっているのですが、これはオンラインで果たして見るのかというのが実際あります。私もいろいろな団体に入っていますが、オンラインで開催するのであれば、もうやめたほうがいいのではないかと、予算を使ってまでという意見も私の団体で出ていまして、その点、観光局の考え方をお聞かせください。

○桐田インバウンド戦略・宿泊力向上室長 すみません、細かいその数字というのは持っていないのですが、例えば、私どもが管理している猿沢インにおいて、海外に県内のオンラインツアーというものを情報発信をしています。手元に資料がないのですが、人気と聞いています。併せて、オンラインお茶会も猿沢インで実施をしています。日本文化といえますか、奈良のそういう取組をオンラインツアーを通じて、今、入国制限がかかっている中でも奈良の各所の貴重な観光地を紹介することで、参加者からは、入国制限が解除後には、奈良にぜひとも来たいといった声もアンケートではいただいていますので、県としてはオンラインツアーは効果があるものと考えています。

○小村委員 通告していませんでしたので、いきなり数値、なかなか出せなかったと思うのですが、数値、一定この事業がオンラインで令和2年度にされて、これだけの視聴者が

あったという資料をいただければと思います。

また、オンラインで開催して、参加者が来るのかということはしっかりと精査して、もしオンラインで開催してもなかなか来ないものを無理やりオンラインですするというよりも、不用額で落としてもらったほうがいいかと思しますので、その精査はもう一度きっちりとしていただければなど、要望します。

続きまして、令和3年度予算案の要点の98ページ、西和医療センターのあり方については、様々な検討をされていると聞き及んでいます。その中で西和医療センターには5町でつくった病児保育施設の併設や、看護専門学校も隣の敷地にあったと思うのですが、このあり方検討において、これらの施設も含めた検討がされているのでしょうか。

○増田病院マネジメント課長 現在、西和医療センターのあり方の検討については、県立病院機構と病院が将来担うべき姿、担うべき医療機能や役割を検討しているところです。また、立地場所についても、現地建て替え、移転建て替えの両方を比較検討しているところです。

小村委員お述べのとおり、西和医療センターの敷地の中に県立病院機構の看護専門学校と、西和地域の平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町、王寺町の5町が令和2年1月に開所しました病児保育施設が併設されています。西和医療センターが、現地建て替えか移転建て替えか今検討しているところですが、併設されている病院機構の看護専門学校や、5町の病児保育施設をどのようにするかについても今後の検討課題として考えていますので、県立病院機構や西和地域の5町と協議したいと考えています。

○小村委員 今後の検討課題として、しっかりと挙げていただきたいと思います。看護専門学校も病院が横にあるからこそ実習先でも運営のしやすさがあると思います。病児保育施設に関しましては、5町の事務組合のような形でされているものですから、建物自体も5町でお金を出し合っている形でされているものですので、それが病院がなくなってしまうと病児保育施設自体の運営がどうなるのかということも出てくると思しますので、この点はしっかりと踏まえた上でのあり方検討をしていただければと思っています。

また、西和医療センターの移転は、王寺町のまちづくり基本構想の中にもあるので、移転された場合もしっかりとこの病児保育施設もどうするのかを、この5町等と話し合いながら検討いただければと思います。その点はしっかりとさせていただきますよう要望して終わらせていただきます。

○太田委員 まず、予算案の概要105ページ、国民健康保険の事業について、国民健康

保険の運営方針の見直しというのは、保険料を滞納した場合に、市町村に差押えのマニュアルであるとか、強権的で裁量を認めないなど、こういう状況になってしまっているのではないかと考えています。例えば、分納期間が原則1年、あるいは短期証は1か月とするなど定められております。私たちもいろいろ相談に乗らせていただきますが、払いたくても払えないとか、払う意思のある人が少額で何とかやりくりしながら払っている例も実際に立ち合わせていただくこともあります。これを認めないということになると、国民健康保険の加入者にとりましては厳しい状況になるのではないかと心配をしているところですが、その点はいかがでしょうか。

○森川医療保険課長 本年度実施した令和3年度からの国民健康保険運営方針の見直しは、国民健康保険財政の安定化と県民負担の公平性をより一層高めるためのものです。県と市町村との議論を経て合意形成を図り、昨年11月に策定したところです。

国民健康保険運営の見直しの一環として、収納率向上を目指した収納対策についても、県全体の収納率底上げと市町村格差是正のために、昨年度末に収納対策マニュアルを策定しました。策定に当たりましては、県と市町村による収納対策部会において議論を重ねた上で十分認識の共有を図ってきているところです。法令に基づいた適正な収納手続の具体的な進め方のほか、滞納者の医療への受診機会確保と納付相談を増やすための短期被保険者証等の活用などもマニュアルに記述しています。

各市町村では、現在、このマニュアルに沿って被保険者への丁寧な納付相談に応えながら、被保険者間の公平性を確保するため、収納対策に取り組んでいただいていると認識しています。

○太田委員 公平性という点では、先ほどのご説明でそれが大いに反映されたと理解しましたが、実際に分納していた方が、例えば1年という原則期間では払えないというケースも当然出てくると思うのですが、そういう場合にはどのように対応されるのか、お聞かせください。

○森川医療保険課長 今ご紹介しましたとおり、このマニュアルでは滞納、収納対策についての基本的な事項について、市町村で協議いただくために定めたものです。ただ、もちろん、それぞれの被保険者に応じて事情が異なる中で、その事情を十分お聞きして、丁寧にその相談に対応していくことは、大切なことだと思います。現在、市町村においても、一律に機械的に対応するのではなく、個別に納付相談もしながら適切に対応いただいている、そのための参考とするための収納対策マニュアルです。

○太田委員 分納の期間は原則1年ということで、それぞれの市町村が独自に減免の規定なども設けていたが、これも5つにまとめるという取組をされて、一方で丁寧な対応をされることは、私は矛盾といたしますか、整理ができないのです。一方で厳しくしておきながら納付相談は丁寧にすると、分納する期間も短く、なおかつ減免も厳しくなる状況の中で、具体的にどのように対応をするのか少しイメージができないのですが、その点についてご説明ください。

○森川医療保険課長 納付相談について、まず、経済的に困っておられる方については、一定の要件に則して法定の軽減があります。もしそれを受けていない方がいれば、その制度に即した対応、また、前年度に比べて所得が急に減り、前年度の所得を基準に課税される保険料が払えないということであれば、減免の対応ということになります。適用される方については、当然適用していただくことも含めて事情をお聞きして相談対応をする。

ただ、その上で、この額は支払っていただく必要があるものについては、被保険者間の公平を図るためにも確実に納付いただけるように、分割してということもケースによってはあり得ると思います。そういった、その方の事情に応じて制度的な対応を確実にを行い、かつ、それでも無理な場合についてはどうするのかということも含めて、事情を的確に把握して、相談させていただくことが、決して相矛盾することではなく、両立するものと考えていますし、現実に市町村でそのように対応いただいていると認識しているところです。

○太田委員 今回の国民健康保険運営方針の見直しは、例えばタイヤロックや、差押えをさらに強化するという文言などもあり、心配の声も届いています。このことについては、知事に総括で質疑をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、子どもの医療費の助成制度についてお伺いします。予算案の概要の114ページ、子ども医療費助成事業、この制度は様々な形で私たちも運動させていただきまして、内容が拡充されてきた経緯があります。県の制度としても、2019年8月から未就学児の窓口の立替払いなどもなくなって、これは喜ばれているところです。しかし、一方で、県の制度では1か月当たり1医療機関について通院または入院が500円や1,000円となっている、この定額の一部負担金を免除して無料や、また、県の基準以下としている市町村が今30以上になっているということを聞いていますので、こういう状況も勘案して、県の制度としても立替払いなしの制度を中学生まで拡充していただく、また、一部負担金をなくしていただく、窓口の完全無料化を求めるといった要望がありますが、現在の県の考え方についてお伺いします。

○森川医療保険課長 まず、現物給付方式を小中学生まで拡大した場合、国において国民健康保険の国庫負担金が減額される仕組みになっています。したがって、それを拡大した場合には国民健康保険財政に影響が及ぶこととなります。さらに、コンビニ受診の増加も想定されることです。これらの影響により、住民の国民健康保険料の負担が増えることも想定されることから、慎重な検討が必要と考えています。

次に、窓口での定額一部負担金については、全市町村の合意に基づき、現行の制度になっており、福祉医療制度を将来にわたり持続させるためには、必要なものと考えています。

○太田委員 子ども医療費助成制度は、全国的にも広がっており、奈良県においても高校卒業まで助成する市町村も、入院や通院共に全体の3割まで広がっていると認識しています。

先ほど、過剰な受診の要因ともなっているということですが、全国でこういった医療費の助成制度が広がる中で、果たしてそういう状況になっているのかどうかについては、ぜひ私たちもしっかりと調べていきたいと思っています。

そこで、国民健康保険について少し戻るのですが、以前子どもがいるご家庭で保険料を滞納している世帯が、昨年の決算の資料だと思うのですが、17世帯あると出ていたのですが、国の通知では高校生以下の被保険者には、留め置かずに直ちに被保険者証を交付する取扱いになっているかと思うのですが、子どもさんがいて被保険者証が届いていないという状況は、県としても徹底されていると思うのですが、もし取組状況などあればご説明ください。

○森川医療保険課長 国民健康保険料の滞納が長期に及んだ場合には、被保険証を発行せずに資格証明書を発行する仕組みになっていますが、高校生以下の子どもについては、国の通知で資格証明書の発行ではなく被保険者証を発行する取扱いになっています。

以前に日本共産党からそういった指摘をいただきまして、その後、直ちに確認したところ、あのときに17世帯ありましたが、県内の市町村においては、その子どもに対して資格証明書を発行している例はない、子どものいる世帯に対しては被保険者証を発行していることを確認しています。

○太田委員 ぜひその点は注視していただきたいと思います。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の問題で、私たちは今、PCR検査をはじめとした大規模検査を求める取組を行っているところです。1都3県の緊急事態宣言が今、再延長されていますが、感染の下げ止まりが顕著で、感染再拡大の危険もはらむ緊迫した状

態が続いていると言えらると思ひます。感染者に占める高齢者の割合が高い割合で推移をしており、病床の逼迫など死者数の増加が全国的に続いていることは、重大と言えらると思ひます。感染力の強い変異株の流行も重大な懸念要素ですが、こうした下で、政府方針で高齢者施設に対する社会的検査を基に、無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査、このモニタリング検査を実施するということ、国で明記をしたということは前進だと思ひますが、1日1万件程度を目指すとするなど、規模がまだ小さいと思ひます。

私たちは、そこで社会的検査を高齢者施設と共に、医療機関、障害者福祉施設などにも広げて、職員に対して頻回、定期的に行って、対象を利用者にも広げ、感染防止を図ること、そしてモニタリング検査を1日10万件の桁で全国的に大規模に行い、感染封じ込めを図っていくということと、変異株の疑いを確認する検査の割合を大幅に引き上げること、を柱に、政府に対して強く求めているところ、です。

そういう立場に立たせていただきまして、先日も今井議員が代表質問で取り上げさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染のクラスターを防ぐために、高齢者施設などで検査を進めていくことで、この間やり取りをしているのですが、一方で、皆さんに検査を投げかけても、受けないところ、まだ申し込みがないところも少なくない数であります、その状況についてご説明ください。

○井勝介 護保険課長 先日の本会議においても、福祉医療部長から答弁しましたとおり、一斉検査については、これまで9市町で実施しており、福祉や医療施設、福祉については高齢者や障害、子どもの施設を含めて対象として実施しています。対象施設のうち約5割から申し込みをいただきました。申し込みをされなかった施設にその理由をお聞きしますと、一例ではあります、法人内で医療機関も運営している福祉施設など、にあつては、必要に応じて自分たちで検査を実施できるからという声がありました。このほかにも様々な理由があると思ひますので、今後さらに多くの施設から申し込みをいただけるよう、また、申し込みをされなかった施設には丁寧にその理由を聞き、できるだけ幅広く申し込んでいただけるよう工夫していきたいと思ひています。

○太田委員 独自で調べられるという体制があるところ、私が心配をしていますのは、もし施設の中で陽性者が出てしまったらどうすればよいのかという心配の中で、なかなか積極的に検査に手を挙げられないという状況があるのではないかとのお話もお聞かせいただいたところ、です。感染を探知した施設などに十分な補償も併せて考えていただく中で、安心して検査を受けられるような体制をぜひ県としてもつくっていただきたいと思ひてい

ます。

これまでも質問が出ているかも知れないのですが、感染力が強いとされる変異株の感染事例が決して無視できない状況になっており、神戸などでも変異株が検出されている状況の下で、奈良県としての変異株に対しての取組についてお聞かせください。

○戸毛疾病対策課長 変異株については、国において、遺伝子変異の状況を把握するため、国立感染症研究所において遺伝子解析を実施するとともに、変異株のリスク評価を実施するため、昨年11月の通知により、全国の地方衛生研究所に対し、陽性者の検体の提供を要請していました。それを受け、県においては、昨年11月より今年2月までに、県保健研究センター保有の約300検体を提供してきましたが、国から届いた解析結果によると、その300検体からは変異株は発見されていません。

一方、感染者が増していることが懸念されている変異株について、もっと迅速に対応するため、国において変異株のスクリーニング検査を地方衛生研究所でできるように、変異株PCR検査を開発されました。今年1月末から、その手法の提供が開始されたところです。それを受け、県では必要な試薬等を発注するとともに、迅速に変異株陽性者を把握するため、国が求める検査実施回数の週1回よりさらに多く、週2回実施できるよう準備を進めてきました。準備の整った3月5日より検査を開始しています。検査対象は、国が変異株の検査に対して推奨するウイルス量が一定以上ある検体が対象となります。1回目の3月5日には1検体、それ以降合計6検体実施しており、いずれも検査結果は陰性となっています。今後も変異株の感染状況の迅速な把握に努めていきたいと思っております。

○太田委員 全国で実施されているPCRの検査数は、1年半ば1日9万件から、現在、全国的に見ますと半分程度にまで減少しているとお聞きしています。これまでも新規感染者数の減少に伴って、検査数を減らしたことが次の感染拡大の波を招く一因となったとも言われています。こういった悪循環を繰り返してはならないし、新規感染者が減少して検査能力に余裕がある今だからこそコロナ封じ込めのための大規模検査を奈良県でもぜひ推進をしていただきたいと思います。

続きまして、奈良県ビジターズビューローについて質問します。これはもう阪口議員や中川議員などが繰り返し取り上げられていますので、少し確認だけにしたいと思います。

先日も経済労働委員会で中川委員が質問されまして、今、奈良県ビジターズビューローそのものが改善に向けて取組を進めているという報告をいただきました。その中で、プログレスレポートを作成され、これは理事会や評議員会で提案する改善方策で、全部で39

項目にわたって取組を進めているとのことで、その多くがもう既に完了しているということですが、まだ残っている部分もあるとお聞きしていますが、その点についてご説明ください。

○葛本観光プロモーション課長 太田委員お述べのように、昨年度から今年度にかけて、監事監査や監査委員の監査がありまして、39項目の整理ということになっています。それにつきましては、太田委員お述べのとおり、プログレスレポート等でその進捗状況を理事長や理事に報告してきたところですが、その39項目のうち継続して改善していかなければならない研修などを除き、現在、今年度末で3項目が残ると報告を受けています。

その内容については、3項目のうち1点目が奈良県デジタルビューローの法人の理事の役員構成や定員の見直しです。2点目が評議員の役員構成や定員の見直しで、この2項目については、より機能的な理事会や評議員会の活動を目的ということで、構成メンバーや、定員の見直しをすることになっており、現在、他府県の状況を勘案しつつ、来年度は役員改正もあることから、それを目途に現在どういった体制でやっていくか検討されているところです。

3点目については、退職金の掛け金の問題ですが、これについても奈良県デジタルビューロー自身の財源も必要であるため、持続可能な体制を取っていくことも含めて、引き続き検討していくと聞いています。

○太田委員 少し具体的に質問させていただきたいのですが、まず一つは就業規則はあったけれども労働基準監督署への届出がなかったということで、10人以上の職場であれば労働基準監督署へ届けなければならないという規定を見落としていたことや、36協定について、県庁に準じた取扱いとして、県庁が36協定に対して一般的に必要なという、この勤務構成ということで、それに合わせる形で不要としていた、労働基準法に対する認識や理解度が低かったとも述べられています。この待遇についても奈良県職員に準ずるようになっており、この辺りの就業規則も含めて改正を図ると述べられていますが、この点はいかがでしょうか。

○葛本観光プロモーション課長 就業規則をはじめとする諸規則についても、改善を全て完了しており、必要な届出等も行っていると報告を受けています。

○太田委員 次に、この就業規則にコンプライアンスの遵守に係る規定がなかったので、それを就業規則に規定し、それ以外に具体的なパワハラについても就業規則に禁止規定を定める、苦情相談窓口の設置も含めたコンプライアンスマニュアルの作成についてはいか

がでしょうか。

○葛本観光プロモーション課長 その辺につきましても、きっちりと改定をしているところですよ。

○太田委員 また改めて確認もさせていただきたいと思います。意見だけ述べさせていただきたいのは、例えば滋賀県では、会員の方々や観光や物産事業者、市町村、観光物産協会などからなる総会がトップにあり、その下に理事会や監事がある、広報委員会が置かれている、それぞれの部会や国内旅行者の誘致やコンベンション、教育旅行、インバウンド、物産振興などがあって、それを事務局がまとめている、民間事業者や県や市町村が関与しているのがこの滋賀県のびわこビジターズビューローです。奈良県は理事会の中で決めることになっているが、実際のメンバーは、この各界を代表する方で、忙しい方が多くて実行組織としては難しいのではないかとということです。ぜひまたこの在り方などを考えていただく機会にさせていただきたいと思っています。

最後に水道事業について、広域水道企業団がこれから発足すると、他会計からの補助金や出資金の繰り出しは、どのようになるのかお聞かせください。

○西岡水道局業務課長 1月25日に覚書と共に合意した水道事業等の統合に関する基本方針に示されており、水道事業等の統合後における関係団体の負担は、地方公営企業繰出基準に基づき協議のうえ定めるものとするがあります。さらに、統合前に用水供給事業及び水道事業に対し関係団体が一般会計において負担している経費については、その負担の趣旨に基づき、統合後もその負担を継続するものとする。ただし、将来の企業団の経営状況により必要のないものは繰り入れないとなっています。今後、関係団体で協議していくことになると思います。

○太田委員 続きまして、県の試算ですが、県域水道一体化による効果額は試算のたびに数字が増えています。直近の効果額をお聞きしますと686億円とのこと。各市町村の施設の廃止による損失や、施設の撤去費用は計上されていないのではないかと指摘があったのですが、これは間違いないでしょうか。

○西岡水道局業務課長 施設の撤去費用については、当該施設の跡地利用も含めて検討する必要があります。現時点で適正な評価ができないと考えているため費用を見込んでいません。今後の検討課題として効果額を精査していきたいと考えています。

○太田委員 次に、県域水道一体化を進めることにより、国からの交付金を活用できるということですが、これが100%採択されるのかとの問合せも私たちのところにあります。

広域化した、例えば香川県などでは65%の採択率で試算されており、埼玉県でも予定額の65%であったということが問題になっているのですが、奈良県ではこの交付金についてどのように考えているのかお伺いします。

○西岡水道局業務課長 県域水道一体化に係る交付金については、以前はたしかに交付率が低かったのですが、厚生労働省は水道事業の基盤強化を推進するために広域化に力を入れており、水道法が改正された平成30年以降、直近3年間は交付率が100%となっていますので、100%で特に問題ないと考えています。

○太田委員 続きまして、県域水道一体化により、例えば市町村の水道事務所は当面は出張所とされても、やがては幾つかのブロックに統括されましてセンターに集約されるという方針は出されていると思います。事務所がなくなったり、広範囲のサービスを担うセンターになることによって、対応してくれるのかどうか、住民サービスの低下や防災力の低下が災害時にも心配だという声もありますが、この点はいかがでしょうか。

○西岡水道局業務課長 企業団を運営するに当たりましては、事務の効率化を常に検討していく必要があると考えております。しかし、先ほど申しました基本方針にも示されていますが、総務や人事、経理といった管理運営部門については、本部組織を立ち上げて集約する方針ですが、事務所については設立当初から一気に集約することは難しいと考えています。一定期間経過後に水道サービスを維持・向上するために十分考慮した上で事務所の集約を、企業団設立後に検討していくと考えています。

○太田委員 設立された企業団の例えば予算、決算、事業計画などを含めまして、県議会で今まで議論されてきたのが、広域の下で新たに議会などもつくられてくるのではないかと思います。その点はどのような形になるのかお聞かせください。

○西岡水道局業務課長 組織、体制のことも先ほどの基本方針に示されていますが、企業団には意思決定機関として企業団議会を置き、定数、選出方法、任期などについては企業団の規約で定めることとしており、どのような議会構成になるかは今後協議会で検討していくこととなります。各構成団体から企業団議会の議員が選出されることになると考えていますので、それぞれの住民の意見を集約していただき、広域的な観点からご議論いただけるものと考えております。

○太田委員 また、この水道の問題につきましては、あらゆる機会を通じて質問や要望をしていきたいと思っています。この広域化については、住民の関心のあるところと、そうでないところと随分温度差があるのではないかと思います。この住民の不安や疑問に答え

て、理解を得られるような進め方、説明を十分にさせていただきたいと思います。

また、広域化の手法は、全市町村参加を統一的に強引に進めるのではなく、市町村の事情に応じた、柔軟な形で進めていくよう強く求めておきたいと思います。

○中村委員長 それでは、午前の部はこれもちまして審査を終わります。

午後1時より再開いたします。

しばらく休憩いたします。

12:10 休憩

13:02 再開

○中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○葛本観光プロモーション課長 午前中の会議において、誤った発言をしたものですから、修正の機会を設けていただきました。よろしくお願いします。

午前中、小村委員から修学旅行の目標値について質問をいただき、正確なことを申し伝えることができませんでしたので、改めて答えさせていただきます。

修学旅行の目標値については、令和6年度20万人を目標に現在、誘致活動を展開しているところです。

○中村委員長 それでは、もう一つ小村委員に。先ほど資料請求をされましたが各部局にわたり広範囲にわたっておりますので、もう少しきちっと言ってあげたほうが各部局のこのどの資料となるので、ここでもう一度分かる範囲で部局の、もし今なかったら会議の最後でも結構ですけれど、分かりますか。

(「分からない」との発言あり)

そうですか、それなら会議の最後にしましょう。

○阪口委員 福祉医療部に創生奈良会派からの質問です。

質問事項は、生活保護における不正申請と県の関わりについてです。

生活保護そのものは、憲法25条の生存権で、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するというもので、重要な国民にとっての保障する権利です。現在、生活困窮者も増えていますし、国や自治体が困った人に生活扶助、住宅扶助、医療扶助等、対策を立てることは重要です。ただし、生活保護において、隠し預金がありながら申請をするなどの不正が頻発しています。

そこで、まず県の当局に確認しておきたいのは、申請について住民票がない、現在生活している市町村の福祉事務所でも生活保護の申請ができるのか、できないのかお聞きしま

す。

○松山地域福祉課長 生活保護法においては、保護は要保護者等の申請に基づいて開始するものと規定されています。

阪口委員お尋ねの申請ですが、要保護者の居住地または現在地を管轄する福祉事務所に對して行うこととなります。なお、福祉事務所は県、市、一定のし手続をした町村に設置することになりますので、奈良県では、12市と十津川村、十津川村を除く町村を管轄する県の中和福祉事務所、吉野福祉事務所の合計15の福祉事務所がありますので、お住まいのところを管轄する福祉事務所に申請していただくこととなります。

○阪口委員 2つ目の確認ですが、保護の実施機関です。例えば、町であれば中和福祉事務所が所管するところもあるでしょうし、市が所管するところもあると思うのですが、その点について確認をしておきます。

○松山地域福祉課長 阪口委員からご質問いただいたとおりですが、先ほど申し上げましたように、町については、全て県のいずれかの福祉事務所が管轄することになります。

○阪口委員 本来、住民票と生活しているところが一致していれば、一番、生活保護申請の方のことが分かるわけです。

次に質問したいのは、例えば、現在、生活しているところで申請に当たって不正受給と疑いが出てきた場合、県はどのような対応をされているのかお聞きします。

○松山地域福祉課長 住民票と居住地が違ふ場合、どのような場合に不正受給が起こるかというお尋ねですので、まずは申請から保護の決定までのし手続について説明をします。

申請を受けた福祉事務所では、実際に、世帯を訪問して、生活状況を聞き取ります。その際には、申告された世帯全体の資産状況や収入状況、扶養義務者の扶養の可能性等を丁寧にケースワーカーが確認します。また、保護に優先する年金等の活用できる他法他施策の確認をするために所管している行政機関等への調査等も行った上で、生活保護制度の適用の要否や、実際の最低生活費と言われます扶助の金額を決めるものでございます。

このように、居住事実がある場所において保護を実施する中で、ケースワーカーが現地を訪問し、居住の事実等も確認した上で保護の決定をしますので、その居住の事実が住民票の記載の場所と違ふという場合も、例えば両方の福祉事務所に申請をなさって二重で生活保護を受給するようなことが起こらないように丁寧に確認しています。

保護の決定のときだけではなく、ケースワーカーは定期的にお宅を訪問しており、事後のフォローも含めて適切に制度の運用を図っています。

○**阪口委員** 申請時や申請後も実態調査しているということで、その点については少し安心をしています。

例えば、課税調査をしていくと、市町村の課税担当課にも申告していると思いますので、福祉事務所に申請があった内容との差異が分かると思うのですが、課税調査等も申請後もされているのかお聞きします。

○**松山地域福祉課長** 実は、不正受給の一番多い原因は収入の過少申告です。一定の基準に基づいて算定をした保護費、それから、世帯全体で得られた収入の差額が実際の生活保護の保護費、扶助費として支給されるものになります。例えば短期のアルバイトをして得られた収入を申告していなかった場合、故意にそれが行われた場合は不正受給という扱いになります。こういったことが発覚するのは、別途、事業所から税の申告をされていますので、課税調査の際にそのデータが合わないといったことで発覚するケースが多くあります。

○**阪口委員** 最後、要望です。生活保護を本当に受けなければならない人が受けられなくて、そして、虚偽の申請をして受けるということは、生活保護の原資は税金ですので、ぜひ的確な対応をしていただきたいと要望しておきます。

先ほど太田委員が奈良県ビジターズビューローのことを質問されました。私は県議会で奈良県ビジターズビューローを取り上げてきました。それは不適切会計、パワハラ、定款を無視しているということです。知事に質問したのですが、そのときは内部調査をしているということで回答を得られなかった。実際は、内部の監査では、私の言っていたことが事実であったということです。

奈良県ビジターズビューローには、県が1億6,250万円出資して、出資率が約74%、今回も補助金1億円前後支出していますので、税の有効活用が必要だと思うのです。私が、質問したときは、複数の方から相談を受けました。その質問をしたときは、37名中18名が辞められて、その後も相談に来られていた方は辞められました。原因はパワハラです。問題は、この間、本会議では、高等学校の耐震化関連工事の不適切会計を質問して、知事はそうだと認められました。出先機関で会計処理ができていない。ここは出先ではないですが、一般財団法人ですかね、ただ、県が出資をしているということで、本庁はそれなりにきっちりしているのですが、出先機関等においてきっちりしていただく必要があると思うのです。ただ、私は今回質問していないのは、奈良県ビジターズビューローについても少しずつ是正されているという認識を持っています。

以前と今とこの辺が変わったということ、もし答弁していただけるのであればお願いします。

○葛本観光プロモーション課長 奈良県ビクターズビューローの体制として、7月から常任の副理事長が配属されており、常任の理事が2人体制でしっかりと内部的な部分と、プロモーション的な部分と2つの側面から運営をされているところです。

○阪口委員 次に、県総合医療センターについてお聞きします。県総合医療センターは、私もお世話なったりして、非常に立派な病院ですし、先生方もきっちり対応していただいています。私の周りも県総合医療センターは新しくなって、医療も最先端の技術を導入されているということで評価は高いわけです。

ただ、こういう声だけがあるということです。というのは、初めて行くと、タブレット（呼出機）が渡され、タブレットで音がして行くのですが、使い方が分からないと。何回も行っていたら、タブレットの使い方が分かるから慣れるのです。

もう一つは、音で案内するので、耳が聞こえにくい人は音が聞こえないのです。それであちらこちらで音がするのです。タブレット、何とかならないのか、市立奈良病院であれば案内してくれるのです。頻繁に行っている人は、タブレットはいいかと思うのですが、奈良県総合医療センターは最終的に行くところなので、頻繁に行かないと思いますので、あのタブレットは何とかならないのかという声があります。担当者にもお伝えしていますが、こういう声はほかにも出ていないのでしょうか。

○増田病院マネジメント課長 タブレットについては、手元で音が鳴ることで、待ち時間を短縮したり、順番が近くになりましたら待つ場所に来てください等のご案内、便宜をもって導入したものです。ご指摘のように、耳の不自由な方にとってはどうかという声もありますので、今のご意見、また、総合医療センターにおいて、そういう方々に対してどのように案内するのか、センターと相談したいと思います。

○阪口委員 要望です。全体としては、県民の評価は高いと、ただし、タブレットの活用については、県民の声も取り入れていただいて、変えるべきところについては変えていただきたいということです。

○樋口委員 予算案の概要の34ページ、「いまなら。キャンペーン」について、いろいろな方からいろいろな質問出ていまして、そこで確認を改めてしたい部分だけお伺いします。

まず、昨年度の実績の部分で、人数は答弁いただいているのですが、事務経費を除いて令和2年度に事業者に行き渡った額は、まだ確定していないと思うのですが、全体で10

億円の予算を組んで、そのうち幾らがその事業者に下りていったか、その額を今の概算で結構ですので教えていただけますか。

○桐田インバウンド戦略・宿泊力向上室長 現在、精査中ですが、割引原資として8億7,000万円を予定しておりましたが、最終的に執行された額が約6億6,000万円になる見込みです。

○樋口委員 当初のもくろみから2億円ほど執行できなかった。緊急事態宣言が出たりなどで一旦止めたりもあったので、せっかく消費喚起で用意したものが使い切れなかったのは残念だと思うのですが、その分、来年度取り戻そうということで、恐らく5億円の予算を組んでおられると思います。ただ、聞いていますと、7月スタートということなのですが、今、少し感染状況が収まってきていて、4月、5月、6月という観光シーズンを迎えるのですよね。ここに何の手当てもないというのが少し疑問に思うところであります。先ほど小村委員からの質問の中で、改めて事業者を選定するというのであれば、実際、時間がかかってしまうかと思うのですが、これは2年目の事業なので、同じやり方でいけば実は早く執行することも可能ではないのかと考えます。

公募をかけないと駄目だという事情があるのであれば、それは仕方のない話ですが、とはいえ、ゴールデンウィークを挟んでのこの期間を何もせずに、何もせずにと言うと怒られると思うが、ほかにいろいろ事業があるので、ただ、この消費喚起という部分については置いておくことがもったいない話だと考えます。できるだけ早くこれを執行し、例えばサイトであればすぐに運営するなど、公募や抽選を行うとなるといろいろ下準備が要るのですが、旅行代理店などに投げる部分については、もう直接つながっているわけですから、そこへ出していくことも可能だろうと。いろいろ方法は幾つかバリエーションがあるので、それぞれできるだけ早くできるものは執行していくことをぜひ考えていただきたいと思いますのでお願いします。

次に、タクシー利用大型観光地づくり事業について、これは先ほども質問があり、内容はよく分かりました。そもそもこのタクシー利用に着目したのは、小村委員の質問と答弁によると、資源が点在していて、足の確保がネックになっているとの理由であったと思うのですが、今の修学旅行は割とグループ行動が多いので、小さな単位で運べるようにとのことだと思うのですが、本当にタクシーが要るのか。これは少し否定的な話で申し訳ないのですが、修学旅行で奈良県に滞在してもらえない理由は何なのか、それが移動手段によることなのか、それともコンテンツの問題なのか、そこがどうなのか。移動手段の問題が

一番大きいということであればタクシー利用でという話は、これは一つ事業として見えてくるものがありますが、他に問題がないのか、この辺は分析されているでしょうか。

○葛本観光プロモーション課長 修学旅行の分析ですが、現在、特に奈良県への修学旅行については、首都圏からの学生が半数以上を占めていることから、おおむね首都圏の学校、修学旅行関係団体、エージェント、校長会等へのプロモーションに併せて、ニーズ把握を行っているところです。

併せまして、奈良県で宿泊していただいた学校には、お礼状と共にアンケートを実施しており、その中で一番多い要望がコンテンツづくりです。これについては、移動手段のタクシー等と併せて取り組んでいるところですが、コンテンツづくりについては、新学習指導要領に基づくアクティブラーニングやSDGsに関する教育素材が求められていることから移動手段も含めて、県内滞在を増やしていく取組をしています。

○樋口委員 分かりました。これから分析及び検討を進めていく、タクシー利用については全体のコンテンツをつくっていく上での一つの要素として考えているということですね。

奈良県は、特に首都圏から来られる方にとっては、京都、大阪のゴールデンルートの間にはちょうどはまっていて、もっと人を対流できる要素があるのだろうと思うのですが、なかなかそれが修学旅行となると難しい。いろいろ過去にヒアリングをした結果、USJがメインになっていて、京都で一定時間を過ごして奈良県に来て一泊するのはまだ良いほうで、日中周って、夕方大阪に行って翌朝USJというパターンが結構ある。一泊する場合でも、朝、大仏さんを見に行き、その足で移動というような、滞在時間が短い状況になっているので、これはコンテンツの問題ではないのかと私は思いますし、そこはしっかり考えていただきたいところです。特にSDGsに関する学習に着目して、これから力を入れていきたいと思いますという話になっているのですが、特に奈良県の強みと弱みはどこにあるのかということマーケティングの中から導き出して、その強みを生かす、弱みをカバーする形で、どのようなプログラムが要るのかしっかりと検討していただきたい。その成果によっては、また修学旅行の地として浮かび上がることも可能になるだろうと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

次に、予算案の概要43ページから44ページ、対外プロモーションの強化について、いろいろ取組が書かれていますが、気になりましたのは、特に国内向けの取組の中で、ターゲットになる地域や客層、こちら側から売りたい観光地や観光商品、こういうものを見合いで誰にどのような形で、どのようなテーマで、どのような方法やメディアを使って発

信していけばいいのか、こういったことの検討の結果として今のこの取組が出てきていると理解をすればいいのか、この取組を進めていく中でそういうことを検討しながらやっていきますということなのか、この辺いかがでしょうか。

○葛本観光プロモーション課長 本県では、平成26年度から奈良県内の歴史的催事を中心に観光プロモーションを展開しており、春日大社式年造替や、興福寺中金堂落慶、あるいは今年度でしたら薬師寺東塔大修理落慶ということです。来年度については、聖徳太子1400年遠忌に当たるため、聖徳太子をテーマに、文化振興部局等とも連携しながら、展開していこうというところです。

○樋口委員 分かりました。ただ、聞いていると、どうも歴史好きだけにアピールしていくようなイメージに聞こえるのです。以前、小村委員からも一般的に受けるというのか、歴史の愛好者だけではなく、いろいろな方に聖徳太子なら聖徳太子をPRしていく手立てがないものかと問いかけられていたと思うのですが、まさにそのとおりだなと。一般の観光客を引きつけるためのテーマ設定、聖徳太子なら聖徳太子でいいのですが、ではそれを、どういう形で広報していくのかについて、何か具体的なアイデアがあればお聞かせください。

○葛本観光プロモーション課長 文化振興部局のほうで、聖徳太子ゆかりの地域で、講座や古典芸術的なイベントを県内で開催されますので、こういう部分については、県内や近隣の府県にプロモーションを展開するということと、併せまして、JR東海と連携しながら首都圏に発信やJRや関西私鉄等と連携しながら近隣府県等にプロモーションを展開していくことになると思います。

○樋口委員 割と常套手段という感じがします。最近ですと、多分いろいろなメディアを使っていろいろな形で一つのテーマをPRしていくというのは可能だと思うのですが、一番効果の大きいのはテレビだろうと思うのですが、聖徳太子をテーマに何か特番を組んでもらうということまで行うのかどうか分からないのですが、そういうものは割と発信力は強いこともありますので、メディアの使い方はまた考えていく必要があると思います。

商品の組み立てとしては、例えばミステリーツアー的に、聖徳太子は割と知っているようで知らないというか、伝説的な部分が多くて、興味、関心を引いてもらえる存在だろうと思います。ただ何となく教科書で通り一遍の話があって、そこで終わってしまい、そんなものかだとどまっている人たちに、謎がいろいろあるところもお伝えすれば、一般のお客さんも関心を持ってもらえるのではないのでしょうか。極端な話、ミステリーの番組を奈

良を舞台に1個つくってもらおうとか、あるいはコナンなどを使って、要は謎解きのストーリーの中に聖徳太子の物語を組み込んでいくような、そんなコンテンツが出てくると、割と皆さん関心を持って見ていただけるのではないかと思います。令和3年度中にそれができるかという、なかなか難しい部分も多いのですが、これからいろいろなテーマ設定をしながら観光PRをやっていかれるということなので、伝え方をぜひ研究して、実行してほしいと思いますのでよろしくお願いします。

次に、予算案の概要112ページ、農福連携モデル推進事業と、その下に農福連携推進事業、この2つが並んでいますが、障害者施設が農業や農産品の加工などをやっていくときにバックアップするというモデル推進事業と共に、就労支援の部分で農家に人材を派遣することが、多分、工賃を上げていくには効くのだろうと思うのですが、その部分でこれからどう取組を進めていこうとされているのか。以前、京都府の事例などもお示ししながら、そのマッチングと組織づくりなどをやっておられる事例もお示したのですが、おそらくここまでは行っていなくて、令和3年度はどこまでのことをやっていこうとされているのかお聞かせください。

○東川障害福祉課長 今後の農福連携の一つの方向として、障害者就労施設等がみずから新たに農地を確保して、農業経営に取り組むことを進めていきたいと考えています。具体的には、安定した農業経営に資するよう収支のシミュレーションや生産コストの低減など、経営計画の策定や、各種助成制度の活用に対する助言、品目ごとの病虫害対策や適切な施肥など、農業生産に関するノウハウの提供、特別支援学校や支援機関との連携による従事する障害のある方の発掘などの取組を行う予定をしています。

また、農福連携マルシェの開催、農業に取り組む障害者就労支援施設等への専門家の派遣など、農福連携への理解を深める取組や、農福連携コーディネーターによる就労のマッチングなど、農業側と福祉側をつなぐ取組を継続して行ってまいりたいと考えています。

さらに、食と農の振興部と連携して、特定農業振興ゾーンにおける農福連携の推進にも取り組む予定です。

○樋口委員 マッチングを進めていく一つの仕掛けとしてコーディネーターの配置に取り組んでいきたいと思いますということになっているのですが、これは福祉施設に配置されるイメージですか。

○東川障害福祉課長 農福連携コーディネーターは、障害福祉課に今年度4月から1名配置しています。

○樋口委員 1名なので、かなり動きしろに限られる部分があると思うのですが、一番大事なのは、農業経営者、農家に障害者を人手として使っていただけるように理解をしてもらおう。理解をしてもらうために、障害者に対する理解ですね、どういう障害のある方がどういうことができるのか。それに合わせて、作業をかなり細分化して、それを個別に提供していくという段取りが多分必要になってきて、そのところは多分コーディネーターの役割としてあるのだろう。それを十分に農家に理解してもらうまでの、結構手間ひまかかると感じているのですが、その上で、雇いたいと思われたところに、では、こういう方がいらっしゃいますよということで引き合わせていく。そういう意味では1個1個、対応していくという方法論しかないと思うのですが、県庁にコーディネーターを1人置いて、それで賄えるのかと、ニーズはそれぞれにあるのだろうと期待を込めて予想をしているのですが、今後の話だと思いますが、体制強化は必要でしょう。来年度、コーディネーターの動き方を見ながら何が足りて、何が足りないのかを見極めて、その次のステップを踏んでいっていただきたいと思しますので、ぜひよろしく願います。

次に、予算案の概要107ページ、福祉の奈良モデル構築推進事業についてです。一般質問のときにも南和地域の中でどう展開していくかのお話はあったのですが、現段階で福祉を総合的に担う人材の育成と配置には、福祉の窓口となる市町村との役割分担や連携体制、こういった全県的な展開のイメージをどう持っているのかお聞かせください。

○松山地域福祉課長 これまでの我が国の社会保障の在り方ですが、専門分野ごとの縦割りで設計された社会保障制度をそのまま地方自治体で運用する仕組みになっており、制度の隙間や狭間に陥ったり、助けを求められないなどの課題がありました。

このため、奈良県では、奈良新「都」づくり戦略2021において、全ての困っている人を助け、誰一人取り残すことのない地域社会の実現を目指し、日本一福祉の進んだ地域を目指す福祉の奈良モデルの構築という高い目標を掲げています。

この目標の実現に当たっては、これまで市町村間の連携や、県と市町村の連携等における奈良モデルで培ったノウハウを生かし、県と市町村に加えて社会福祉協議会や自治会をはじめとした民間の組織も含めた幅広い連携による取組を進めていきたいと考えています。

県の果たすべき役割は、次の3つがあらうかと考えています。

1点目が制度が十分に機能しているかどうかの見極め、2点目が相談体制の構築、3点目が適切なサービスへの接続です。

このような役割を果たす中で、コミュニティーソーシャルワーカーは、相談・サービス

の接続の一翼を担う重要な存在であり、樋口委員からご質問を継続的にいただいています
が、引き続き、養成や活用方策について、具体的に検討を進めていきたいと思
います。

○樋口委員 総合的に分野をつないでいく役割というのがコミュニティーソーシャルワ
ーカー、これは事業でいうと県域における地域福祉推進事業に入ります。過去に申し上げた
のですが、この養成は今までされていて、養成された方がなかなか活躍できていない、運
用できていない、もったいないなという話がありまして、この福祉の奈良モデル構築が進
めば、その人たちの活躍の場が出てくると思います。活用を促していく、では、どこにど
う配置するかは、市町村によっていろいろ置き場所が違うと思うのですが、奈良県への接
続というところで、県はどのような立ち位置で動いていかれるのか、何か想定されている
ものはありますか。

○松山地域福祉課長 コミュニティーソーシャルワーカーですが、県で養成研修を行って
おり、養成数は、令和2年度までの5年間で265名です。ただ、樋口委員ご指摘のとおり
、この265名が、実際のその制度をつなぐ等の現場で活躍できているかといえば、それ
は各市町村、社会福祉協議会等の人事配置の問題もあり、必ずしも養成された方が適材
適所で適切には活用されていない現状もあることも把握しており、今後の課題であると考
えています。

令和3年度において、県域地域福祉計画では、県自体の実行計画であるとともに、市町
村の計画を支援する計画を改定をする時期です。これと併せて、現場に近い市町村におい
て、どのように活躍していただくべきかという青写真等も示すことができれば、さらに具
体的な活用にもつながっていくと思いますので、そのようなことなどを来年度は検討して
いきたいと思えますし、その経費もこの一連の関連の予算の中に計上しているところです。

○樋口委員 分かりました。これまでせっかく育てて宙に浮いていたコミュニティーソー
シャルワーカーの方々の活躍の場をきちんとつくっていくことを含めた奈良モデルの構築
をこれから検討していきますということだと思います。期待をしていますので、ぜひいい
アウトプットをお願いします。

次に、予算案の概要103ページ、介護保険事業支援計画推進事業について、これは支
援計画の案の段階のものですが、拝見しまして、少し気になったところがあります。また、
今、市町村でもそれぞれ介護保険事業計画の策定が進んでいて、次年度からの執行とい
うことで取りまとめが進められている、あるいはもうこの3月議会辺りでまとめられてい
ますが、それぞれ見ていると、気になるところがあります。昨年の夏に厚生労働省から介

護保険事業（支援）計画における要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築に関する手引きが出されており、今回のこの計画改定に向けてリハビリテーションの位置づけを改めて重視していくという方向性が出されてきている。特に、これまで介護予防に少し力点を入れながら相互事業や事業制度の改正等々を行いながら進められてきており、その後、要介護に入った人たちに対しては施設、あるいは通所、在宅などで、機能低下が進んでいくものだという位置づけで、リハビリテーションがあまり明確に出ていなかった。

ただ、この手引きの中では機能回復ということで、要介護から要支援へ逆の流れをつくっていくことも想定しながら、リハビリテーションに力を入れていくことが出されてきています。ただ、今つくられている計画を見ていると、あまりその辺を重要視されていないというか、まだ従来どおりという感じを受けまして、県として、また市町村の計画づくりに際して、県の役割としては機能回復を進めていくときに、医療の位置づけというのが結構大きいので、医療政策を担う県は、そこを見ていくという部分で、市町村にアドバイスなり連携を取っていくこともその手引きの中には書かれています。その辺り、市町村からのそういう要請が出てきていたのかどうかも少し気になるところなのですが、県の関わり方、考え方をお聞かせください。

○勝井地域包括ケア推進室長 高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止に向けて、専門職によるケアマネジメントの支援等を行うことが重要と考えています。

そのため、市町村で実施されている地域ケア会議をはじめ、通所・訪問介護事業所、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等による関与を促進しています。

県では、リハビリ専門職団体が重度化防止・介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対して助成を行ったり、それに基づく相談窓口が設置されていますので、介護予防事業や地域ケア会議において助言を得られる体制がある程度確保されていますが、より確保されるように支援していきたいと考えています。

市町村の重度化防止、自立支援の取組の現状、課題等について、リハビリ専門職団体との意見交換を定期的に開催しています。地域における介護関係の取組の機能強化のため、地域ケア会議等への派遣の充実など、さらなる協力をお願いしています。

今後も市町村のマネジメント力の底上げを図り、地域リハビリテーション活動の推進を支援していきたいと考えています。

○樋口委員 計画書を見ていると、例えばリハビリテーションに力点を置いたときに、

どのような施設が大事になるかという点、介護老人保健施設などは、医療と介護両方見られる施設として着目されていますし、特に認知症の短期リハビリができるのは介護老人保健施設だけなのです。認知症が進んできたときに、機能回復がある程度できるという効果も確認されてきているので、その辺りかなりウエートが出てくるのかと思って見ていると、どうもそこまで行っていない。居宅介護のケアマネージャーと話をしていても、なかなか介護老人保健施設は出てこないのです。どうも通所や訪問などでとどまっていて、そういう施設を利用しましょうというところまで行き着かない。そこがもったいないなど。リハビリテーションという大きな枠を見たときに、各施設、事業所、サービス体がどういう役割を担っていくのかという大きな絵が、どうも皆さんの頭の中に入っていないのではないかという感じを受けています。その辺りをこれから見直していかないといけないと思います。3年後にはまた計画の改定ということが出てきますので、そのときにはこの手引きの内容を十分に理解していただいた上で計画に反映していただきたい。これは3年後ですからすぐ来るので、意識を持ち続けていただきたい。現状何が足りないというところを見ていただくと、まさにそういうところが次の計画でどうしたらいいのかの課題の抽出につながっていくと思いますので、よろしくお願いします。

次に、県域水道一体化について、質問というよりもお願いなのですが、この1月に覚書の締結がされましたが、大和郡山市がそこから抜けているということで、先般の一般質問の中でも奈良市の中で水道料金について県が示したものと違いが出てきていたり、高い、安い判断がそういう数字でなされていたりするのですが、足並みの乱れが出てこないかと心配しております。

一般質問の答弁の中では、今後、統合実現に向けた施設整備や組織体制や料金体系などの検討のために詳細なシミュレーションを行っていくとおっしゃられたのですが、実は、令和元年6月に私から一般質問をしたときに、そういう数値がないとなかなか皆さん判断できませんよね、覚書までにそういう数字を出してくださいねということを申し上げていました。そのときの答弁では、財政シミュレーションを実施して、その上で、例えば施設の整備計画や、事業効果などを算定した中で、今後どこまでレベルを合わせてといったことを考えていく必要があると、まずは現状分析が必要と考えており、それぞれの事業体の料金や資産の状況等をきちんと精査することが必要と考えているということで、そういうことを今年度中にやっていきますと。財政シミュレーションなり、施設整備をいかにしていくのか検討分析した上でどういう数字に合わせていくか考えていきますということでした。

た。少し後手に回っているなど。

隠れている問題をあぶり出して、その上でシミュレーションをしないと本当のメリットはどこにあるのか、あるいはないのか判断できない。そうすると、見かけ上のメリット、デメリットで皆さん判断して、これは、損だとの判断をされてしまうと、足並みも乱れるだろうと思います。それから、今出ている数字はまだ粗いものだというのではあるのですが、いろいろ議論が出てきてしまっているので、早いうちに精査した数字を出していただかないと、全体や先の話が、落ち着いてできないのではないかと思います。早急に、要は施設の更新がどこまで進んでいて、遅れているのかを含めて全部洗い出して、その上で財政シミュレーションをするとこうなりますよと、これだけのメリットがありますよということを、メリットの幅が大きい、小さいが絶対あるので、それでも少しでもメリットがあったら、やる意味があると認識していただかないといけないので、そこはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○植村委員 まず、新型コロナウイルス感染症対策について、お聞きします。

一般質問のときに答弁いただいた新型コロナウイルス感染症の関連死者数の表示方法について、昨日現在の新型コロナウイルス感染症の死亡者数は県内では48例との報道資料を私の携帯電話にもいただいていますし、テレビでも報道されています。この現在48例になっているわけですが、一般質問をしたときは47名の方がお亡くなりになっておられた。そのうち直接の死因が新型コロナウイルス感染症ではないという方が6名ということでご答弁いただきました。

そこで、私は感じたのですが、直接の死亡原因が新型コロナウイルス感染症でない方に関しては、表示で別途何か括弧書きで、直接の死亡原因はコロナ感染症ではないということが、この6名の方に関しては、また今後増えていく場合ももしかしたらあるかもしれませんが、そのときは明確に分かるように表示をしていただきたいと思いますと思うのですが、何か工夫していただくことはできないでしょうか。

○戸毛疾病対策課長 新型コロナウイルス感染症の死亡者数については、日々の報道資料に掲載していますが、植村委員お述べの死因内訳の公表については、どのように掲載するかを関係部局と検討したいと思います。

○植村委員 私たちもそうですが、ぜひ県民の皆様方が、実際の死因が新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の人数が分かるようにお願いします。

続きまして、これも一般質問の中で、1年を経て県新型コロナウイルス感染症対策本部

の皆様方、医療従事者の皆様方のおかげで奈良県では医療崩壊を起こさずに来ているが、経済的な問題は厳しい状況になっていることは周知の事実であり、この1年間の頑張っていた経験を生かし、今後どのように対策をしていったらいいのかご答弁もいただき、期待をしているところです。そのときに、私も一つの提案という形でDMATをご紹介しました。新型コロナウイルス感染症の基本は隔離であるわけですので、急激に増えたときには隔離病棟の確保が必要になってくる。隔離病棟が仮に確保できたとしても、医療従事者の数が不足してくる。これは当然のことですが、だからといって常に感染症対応の医療従事者をどんどん確保しておくというのも非効率ということになりかねません。そういった中で、DMATを使って、急遽つくった隔離病棟に派遣をする、そうしたら派遣先は医療従事者が増えるわけですが、派遣元は医療従事者が不足してしまう。医療従事者を補完するために予備自衛官制度を取り入れてはどうだろうかという提案をしました。私どもの会派でも、また聞いていただいていた県民の方々からも、植村さんの予備自衛官制度はよく分からないとのお話を伺いました。

そこで、再度認識も含めてご説明してお聞きしたいと思うのですが、まず、自衛隊における予備自衛官制度は、日本だけ行っているのではなく、世界中で大体行われています。どういうことかといいますと、有事のときや大規模な災害が起こったときには、当然ながら大量の人員が必要になってきます。しかも、迅速に人員を集めなければならないという現象が起こるわけです。まさに今回のコロナにおいてもそうですし、東日本大震災のときでも約10万人の自衛隊員の方々が行っていただいたという状況です。

しかし、派遣をすると、もともと受け持っていた仕事がどうしてもおろそかになり、不足気味になってしまいます。これは仕方がないわけですが、それをどのように補完するかというのが予備自衛官制度です。どういうことかといいますと、OBやOGといった元自衛官は、一旦退職されて普段は通常の仕事を民間施設で行っているが、その豊富な経験をいざ有事や大規模災害、こういった緊急時にはすぐに応援に入れるように日頃から訓練をしているということなのです。例えば、予備自衛官の場合でしたら3つに分かれています。一つは即応予備自衛官で、年間を通して約1か月間ほど訓練をしているので、すぐにでも応援に入ることができるという方々。もう一つの予備自衛官というのは、普段は会社で勤めているが、年間5日間から1週間を自分たちの技術や仕事の内容を忘れないように、磨けるようにしておく。ことによって、いざというときには第一線に出て災害活動をするということはないが、その派遣された方々の後を補充する、守るという形式にな

っています。

これを医療従事者の中でも使えるようにしたらどうなのだろうかと。これはいろいろな法律の問題も多分、当然あると思いますので、クリアしていかないといけない部分はあると思うのですが、緊急時、災害時、緊急事態のときに医療従事者を補完するという考え方についてどのようにお考えなのかお聞きします。

○鶴田医療政策局長 予備自衛官制度について、植村委員がこの制度を活用したほうがいいのではないかとということで、いろいろ勉強させていただいて、少し説明したいと思います。

予備自衛官制度は、自衛隊未経験者を対象にして募集するものと、自衛官のOB、OGを対象にしたものと2つがあります。前者のほうは18歳以上34歳未満の方で、一般の社会人や学生といった自衛官未経験者を対象にその方々を公募採用し、50日間の教育研修をして予備自衛官として任用される、そういった仕組みになっています。ただ、これに関しましては、医師、看護師は、医師であれば大学6年、看護学校であれば3年、大学であれば4年、それが終わった後に国家試験を受けるということになりますので、なかなかこれと同じような仕組みをつくるのは難しいと思っています。

予備自衛官制度の中では、自衛官のOB、OGの方をいざというときに実際に現場に来ていただくという仕組みになるわけですが、医師に関しましては、基本、医療現場以外で働いている方は現実問題ほとんどいません。県内のデータを見ていますと、県内の医師数3,582人のうち3,564人は基本的に医療機関で勤務しているということですので、実際、無職の方は統計上は18人ということで報告が上がってきています。医療現場で働いていない方がいれば、その方々を教育、訓練して、いざというときに活躍していただくという考え方が成り立つと思うのですが、医師の場合は基本的に医療現場で働いているという状況がありますので、自衛官制度のような仕組みというのはなかなか難しいと思っています。

他方で、看護師の場合は、病院で働いている方で一旦退職される、理由は様々ですが、家庭に入る、別の仕事をするといった看護師が一定数おり、医療政策上はそれを潜在看護師という言い方をしています。潜在看護師が、いざというときに現場で働いていただけるように何かできないかということで、ナースバンクという仕組みが既にあります。今回のコロナのときも、ナースバンクの制度、これは看護協会が実際行っているものですが、一緒に話し合いをして、ナースバンクの仕組みから潜在看護師を現場につなげる取組をし、

実際に宿泊施設では潜在看護師が活躍しました。ですので、OB、OGの看護師をどのように活用するのには研究の余地があると思いますし、既存の制度としてもナースバンクがありますので、そういった制度を十分活用しながら、いざというときに人員の確保ができるよう、しっかりとコミュニケーションを取っていきたいと思っています。

○植村委員 ナースバンクの件はよく理解できました。自衛隊の場合には比較的若い方でも、一旦、任期制がありますから、OG、OB、特にOBの場合は、社会で勤めておられる場合もありますが、医師の場合は、大体皆やっておられましたね。ただ、例えば65歳以上で、もう現役は辞めた、他のことをしている、いわゆる1週間詰めてなかなかしない、けれども診ることぐらいはできるという医師は結構いらっしゃるのです。私の知り合いの町医者でもクリニックをやっているが、息子さんが現場の診察をしているが、父である先代の院長先生はゆっくり過ごされています。健康でゴルフに行ったり、いろいろしている。そういった方々がいざというときに、緊急時のときには、例えばその息子さんにはDMA Tでやる。では、その医院はどうなるのか。そのときには先代の院長先生が来るといった仕組みづくりを日頃から何らかの形で、今までクリニックの話をしてきましたが、もう少し大きな病院でもそういったことがあるわけです。そういったことを流用して考えていくというのはいいなと思います。その先代の院長は、もう70歳ぐらいになっておられ、感染症の現場に行ってくれと言ったら、これはもう皆さん嫌がられます。けれども、そこは息子さんである若い現役の先生が行ってくれたと。そして、その空いたところを先代の院長さんが診てくれる。町医者だけではなくて、もう少し大きな病院でもそういったことができるようにしておいたら、いざというときに何とか医療崩壊を防げるのではないのかと、こういった考え方があるということも、また検討の中に入れていただけたらと思います。

次に、予算案の概要159ページ、奈良県総合医療センター跡地活用まちづくり推進事業について、一般質問で少しさせていただいたのですが、もう少し詳しく聞いてほしいと、地元の平松地区の自治会長さんや自治会の方からお聞きしていますので、聞きたいと思います。

まず、基本構想がいまだに未完成というのが、そもそも問題なのですが、本来であればもうとっくにできていないといけない。それがもう5年以上遅れているというのが問題なのですが、この基本構想が未完成の中、突然子どもセンターだけを先に始め、平松地区につくろうという計画がこの協議会の中で奈良市が主に言い出し、始まったわけです。本来であれば、基本構想完成後に基本設計や詳細設計を遂行するのが当然であろうと思うので

すが、なぜか子どもセンターだけをつくるのがぱっと出てきて、そして、現在もう建設が別の地区で行われている。そもそも、これは協議会の中で提案されて出てきた話なのに、別の場所で勝手に提案され、勝手につくられているとなってしまう。協議会の地元の方々にしてみたら、なぜ勝手に進み出しているのか、もう全く分からない、どうなっているのか、県と市と地元のこの協議会で続けてきた分は一体何だったのか、誰が一体そもそも別の場所で子どもセンターだけつくれと、この協議会の中で判断して承諾したのだと、こういった非常に不信を抱いたお怒りの声が寄せられています。誰がどういうことで承諾して進められていったのか、その経緯を分かりやすくご説明いただきたいと思います。

○阪本医療政策局次長 県と市町村の連携によるまちづくりの進め方については、県と市町村がまちづくりの包括協定をまず締結し、県と市町村が協議、合意の下、基本構想、基本計画を作成し、さらに個別事業ごとに内容を検討して、市町村が事業を実施していくという流れがまずあります。

令和元年4月に奈良市が、基本構想の素案の段階で子どもセンターを平松地区で整備するという案として提示されました。さらに、この子どもセンターについて、奈良市は、令和3年に開設できるように先行して整備したいと考えておられたということがあります。

そこで県は、子どもセンターだけを先行して整備することについて、まちづくり全体との調整が図れるのか十分検討する必要があるのではないか、また、実際に旧病院の除却工事をしながら子どもセンターを建設し、運営できるのかなど、詳細な調整を行いました。

その後、奈良市はこの地において令和3年度中に子どもセンターを設置することについては、土壌汚染対策工事や建物の除却工事などのスケジュールを勘案すると間に合わない判断されまして、令和元年11月に別の場所に子どもセンターを設置することを発表されました。こういったいきさつがございます。

○植村委員 ということは、今お聞きしましたら、まちづくりに関する協議会を地元、県、市の三者でつくっておられたのに突然に平成30年ですか、子どもセンターを市が勝手につくると言い、令和3年までにつくるとし、そして、それができないとなったら、もうやめておくと言い、勝手に出て行って別の場所をつくった。協議会というのがあって、そもそも基本構想をしようとしていたのに、勝手に提案して勝手にできないと言い、勝手に別の場所へつくっていった。

そうなる、それ以外の、例えば県や地元の方々にしたら大きな迷惑との認識を私は受

けてしまうのですが、その認識で間違いないでしょうか。

○阪本医療政策局次長 このまちづくりについては、県と市でまちづくりを進めていくということで当初協議をしていたわけですが、平成27年1月に県と奈良市がまちづくりの包括協定を締結し、地域包括ケアの行き届いたまちづくりを進めようということで検討していた中で、奈良市が提案されたということです。

○植村委員 ということは、私の認識は合っているということですよ。ということは、私も奈良市民ですが、とんでもないことを奈良市は進めているという認識になったのですが、それは地元の方は怒ってくるのも間違いないと私も感じています。そんなところで、こんな関係の中で、地元の方もこれはもう不安になっているのも不思議ではないですよ。それはよく分かりました。

では、次に、過去のまちづくり協議会において、決定及び約束された内容を事務局の奈良県から基本構想の検討主体である奈良市にきちんと情報を提供して共有されているのですか。また、その手段はどのようにやっているのか教えてほしいと、私も聞かれています。ですが、ご説明いただけますか。

○阪本医療政策局次長 この平松地区のまちづくりについては、平成24年からまちづくり協議会を設置しており、毎回奈良市も協議会に出席されてました。協議内容については、概要書を作成し、情報共有をしているところです。

○植村委員 今の説明では、具体的にできているのかというのは、信用しにくいのですが、平成24年ということは、もう十年ですよ。十年たってもこの計画自体ができないというのは、かなり問題があると思います。

次に、もう一つ聞きたいのですが、今までの協議会の中で診療所の設置が約束されているとお聞きしているのですが、協議会の中で県もそう約束しておられるという、協議会として約束しておられるのですが、当然、事業主体は奈良市になると思います。当然、診療所関係を設置するとなれば奈良市医師会とも連携していかなければならないが、奈良市医師会との協議状況などはどのようになっているのか教えていただきたいと聞かれています。お答えください。

○阪本医療政策局次長 診療所については、地元から診療所の設置要望があったことは認識しています。このことについて、奈良市が現在、再検討しているまちづくり基本構想では、医療介護福祉サービスによる包括的なケアの拠点づくりをテーマの一つとしており、診療所的な機能も盛り込む形で検討されているところです。

今後、奈良市がより具体的な基本計画を策定する中で、詳細について詰めていかれると考えています。

○植村委員 今、阪本医療政策局次長がおっしゃったことはここに書かれていますよね。一番先に医療介護福祉サービスによる包括的なケア、これは導入機能の例ということでここに書かれていますから、このことだろうと思うのですが、これも大分早い段階から出ていますよね。地元の皆さんが聞いているのは、その箱物はできても実際にそこで機能する医療従事者は医師会と相談しないと当然だめなので、その医師会との協議はどうなっているのか教えてくださいということなので、答えていただけますか。

○阪本医療政策局次長 運営する内容や実施主体などについては、基本計画の中で策定することになっていますので、実施主体として奈良市医師会等も含めまして協議されるものと考えています。

○植村委員 少し言い方を変えますが、奈良市医師会と協議をしていくのは奈良市なのか、奈良県なのか、それとも両方なのか。

○阪本医療政策局次長 基本計画を策定するのは主として市ですので、市が協議することです。

○植村委員 ということは、奈良市が医師会と協議しているかどうか、県としては分かりませんが、これは奈良市がすることになっているという認識でよろしいですか。

○阪本医療政策局次長 市が基本的には検討の主体となってされるということです。

○植村委員 分かりました。では、奈良市に聞いてくださいと協議会の自治会の皆さん方にはお伝えしておきます。明確にしていかないと分からないと言われていました。協議会は3つの団体で行っているから、どちらへ言えば良いのか、こうおっしゃっているわけです。これもはっきり明確になりましたので、奈良市に聞いてくださいとはっきり言っておきます。

次に、災害時の避難スペースとしての役割もある健康増進施設、グラウンド、この面積はどれぐらいの広さを検討しているのか。特に、この周辺には公園が少なく、子どもたちが遊ぶスペースが必要である、健康増進施設では年代問わず必要なものであり、建屋の中などの建設コストも不要であり、財政の厳しい県と奈良市においてもよい提案であると、全面を健康増進施設にすることも必要ではないかと考えていますが、それについてどのように考えているのかお聞かせください。まず、面積は大体どれくらいか、もう分かっているのでしたら教えてください。そして、先ほども言いましたが、全面を健康増進施設にす

ると非常に安いのではないかと要望しておられるようですが、その点の認識を聞かせてください。

○阪本医療政策局次長 この公園のことについては、奈良市では令和元年4月に基本構想を作成された後、その地元からもご意見を聴取されています。その中で要望が強かった防災機能を備えた公園整備を現在検討中のまちづくり基本構想の中でも検討されています。

大きさなどについては、今後、奈良市において基本計画を策定する中で、詳細について詰めていかれることになっています。

○植村委員 ということは、これも奈良市が決めていくという認識で良いのですね。

そうしたら、全面を健康増進施設にするという考え方が必要ではないのかと言っておられますが、その点に関してはどうですか。

○阪本医療政策局次長 機能としては、地域包括ケアの行き届いた健康長寿のまちづくりを考えている中で、防災のできる公園等も含めて一つの機能となるのではないかと思います。

○植村委員 これは今後、奈良市が検討していく認識でよろしいですね。

次に、跡地内に家を建てていくという提案も以前出ていたようです。周辺には空き家などが増えており、周辺住民からは、新たに一戸建ての住居などは不要という声が出ている。そして、住居は住民しか利用できず、周辺住民が利用するスペースを減少させることになり、協議会の中でも賛同はされていない。そのため跡地内に住居を建設することは不要であるという声が多数寄せられている。そのことについてどのように県は認識しているのかお聞かせください。

○阪本医療政策局次長 旧奈良県総合医療センターの跡地は、4.2ヘクタールと広いので、このうち奈良市は北側のエリアをまちづくりゾーンとして整備していく基本構想案を考えておられるところです。これに基づき、奈良市はまちづくりを実施していくということになります。

残りました南側の県有地については、今後、県が売却も含めて処分方法の検討を考えています。

○植村委員 分かりました。次に、平成24年ごろからいろいろやり、平成26年頃の協議会の中では、アイデアコンペを行っておられるのです。このアイデアコンペにおいて、いろいろな業者から提案された内容が多々あるようですが、それらの提案されたアイデアは、基本構想の素案にどのように反映されているのかお聞かせください。

○阪本医療政策局次長 平成26年度に今後のまちづくり構想の参考とするためにアイデアコンペを実施しました。奈良市が現在検討しています基本構想においても、まちづくりの機能やゾーンの設定などについて、アイデアコンペの内容を参考にしていると理解しています。

○植村委員 ということは、奈良市が参考にしているでしょうと、奈良市に聞いてくださいということですね。

では、もうあと1点、これ重要です。基本構想完成以降の建物の解体工事は、令和5年頃、今年と来年で終わるわけですね。解体後、施設の建設、完成までの全体工程表がそもそも平成30年10月15日の第11回の協議会で提示されて以降、全然示されていなかった。今回、奈良モデルの実行ということで、令和4年度に建物解体工事とあり、そして、施設建設などの完成というゴールが見えてきそうな感じにこれになってきているわけですが、そこで、このスケジュールでは、令和5年度に新施設の設計、家屋補償事後調査・補償ということまではなっているのですが、平成24年から今の移転が決まってからもう十年ほどになるわけです。この完成はいつ頃に計画されているのかということなのです。そもそも、計画して、完成を大体どれぐらいということを決めていないから、今までこれだけ基本構想自体が遅れているのではないかと疑問視しておられる声が寄せられています。

そこで、完成時期は大体いつ頃になるのか分かっていたら教えてください。

○阪本医療政策局次長 まず、まちづくりを進めるために、植村委員がご説明いただきましたように、旧病院建物の除却工事を進める必要があります。現在、この病院建物の除却工事の事業者を選定作業中でして、これを決定しまして、今年4月以降に地元説明を行った後に除却工事を開始します。令和5年3月頃、約2年間かけて完了する見込みです。

一方、まちづくりについては、奈良市が基本構想を作成しているところですが、今後、奈良市が県と協議、合意をしていただきながら具体的に進めるための基本計画を策定することになります。さらに、個別事業ごとに県と市で協議、検討し、奈良市が進めるまちづくりを県が支援していくという流れになっています。

現時点では、まちづくりの完成時期については、お示しできませんが、今後まちづくりがスムーズに進むように、県と市の間で基本計画などの協議を取り、進めていきたいと考えています。

○植村委員 今現在、分からないとのことですが、例えばリニアの奈良駅が来るより前にできますか。

○**阪本医療政策局次長** 除却工事を2年間かけて実施し、その後まちづくりがスムーズに進むよう、県と市とで協議を進めて実施していきたいと考えていますので、できるだけ早く進めたいと考えています。

○**植村委員** では、最後に聞きますが、今までの質問も通しまして様々なことを答えていただきましたが、今までの各行程において、現状においてどういったことが一番の課題になっていますか。その点があったら教えてください。

○**阪本医療政策局次長** まちづくりについては、県と市が協議を進めて実施していくことです。県総合医療センターの跡地ですが、周辺住民に有効活用してもらいたいということで、市がこのことを十分勘案し、まちづくりを進めていただきたいと県も支援していきたいと考えています。

○**植村委員** 要は、言いにくいこともたくさんあるかと思いますが、奈良市も子どもセンターをつくったら終わりではなく、ほとんどするのは奈良市なので、しっかりと早く協議して、住民の皆さんと地元の方々と主体的にリーダーシップを持って、奈良市が子どもセンターばかりにかからないで、こっちのほうもしっかりと地元のことを考えなければならない。こういう認識ですね。もう答えられないだろうから、そうお伝えしておきたいと思っています。

○**猪奥委員** まず、太田委員からもお尋ねがあつて、本会議でもいろいろと質問がありました。クラスター対策のPCR検査について、先ほど9市町で200施設ほどで検査を行いましたというご答弁があつたかと思うのですが、これは実績であつて、これからも定期的にとつて、回数を重ねていただけるのか教えてください。

○**井勝介護保険課長** 今後も県内の感染状況を見ながら、必要に応じて継続していきたいと考えています。

○**猪奥委員** それはいつぐらいの時期にどの程度開催していただけるのですか。それと、先ほど9市町に対してご案内をしたと聞こえたのですが、前回していただいたときは、クラスターが発生していない市町村に対してはご案内はされたのでしょうか。

○**井勝介護保険課長** これまでの9市町は、全て福祉施設もしくは医療機関でクラスターが現に発生したところです。したがって、今後、どの市町村に対し案内をしていくかについては、クラスターの発生状況や市町村の感染の状況を見ながら対応を考えていきたいと思っています。

○**猪奥委員** 施設からは、自分の町や市で発生したか、いかに関わらず、安心して利用

者にお使いいただくために検査をしてほしいというご要望がありますし、地域や町域というのは確かに生活圏を一つ区切る目安ではありますが、利用者は必ずそのところにお住まいの方だけではないですし、生活圏が行政域を超えて行き来しているところもたくさんあるかと思えます。次の検査は、クラスターが発生したところだけに限るのではなく、希望されたところにしていただくような体制を取っていただくのが望ましいと思えます。知事の答弁を聞いていますと、どちらかという、そういう向きでご答弁をされたように聞いている側は聞こえたのですが、これからもクラスターが発生したところしか、そういった施設に対しての一斉検査はしていただけないのかということを確認のために教えてください。

○井勝介護保険課長 感染状況は様々に変化しますので、決してクラスターの起こったところしかしないというつもりもありませんが、様々なやり方をこれから考えていきたいと思えます。

○猪奥委員 繰り返しになりますが、事業者にとっては、安心して利用者に使っていただくためですか、自分たちの仲間たちを守って積極的にさらなる福祉をしたいという点があるかと思えますので、そういった点も踏まえて、クラスターが発生していなくてもその予防的措置として、ぜひとも検査を重ねていただきたいということをお願いしておきます。

同時に、県からの案内も福祉施設だけではなく、障害者施設ももちろん対象になっているかと思うのですが、次に決めていただいたタイミングでまた障害者施設にもしっかりと案内を差し上げていただきたい。1回目も差し上げていただいたことは承知はしているのですが、お願いしておきます。

次に、先ほど佐藤委員のご質問の中でも、矯正施設の出所者の就労についてお尋ねがありました。一度犯罪をされた方がもう一度犯罪にということになるのは、お仕事がないことが大きな一つの要因であることは明らかになっていきますし、奈良県が全国に先駆けてこうした取組をしているのはありがたいことだと思います。

しばらく前に、とても売れていました、ケーキの切れない非行少年たちという本を拝見しました。これは立命館大学の精神科の先生が書かれた本で、少年院に入っている子どもたちを見ていると、いろいろな障害を持っている方が多いように感じるということでした。少年院、特に医療少年院に入っている子どもたちの中でも発達障害を持っていたり、IQが低かったり、それが知的障害よりボーダーと呼ばれる方たちが多い。少年院に入っ

た再び非行であったり、いろいろな悲しいことに手を染めるという一つの要因にお仕事がないということももちろんあるかと思うのですが、福祉的な医療を適切に受けることができなかったというのは大きな要因としてあるのかと、この本を読んで知ることができました。奈良県は今、少年刑務所はもうありませんが、少年院は存在しています。奈良県で今、更生に向けて取り組んでいただいている少年院ともこれからの矯正に向けて、何らかの連携をこれから取っていく必要があると思うのですが、検討があるかどうかも分からない状態ですが、もしこういった取組を今後奈良県でも考えていただけるようなことがあれば教えてください。

○松山地域福祉課長 まず、何点か整理をすべき点があると思います。

まずは、再犯防止という観点があります。私たちは更生支援と呼んでおります。これは毎年の統計データではないのですが、法務省で過去に何度か統計を取られたことがありまして、犯罪をされた中で占める再犯者の割合が高い。それがどうしてかということ突き詰めていくと、住みかがない、仕事がないということで、刑務所を出所された後に生活に困って、犯罪にまた手を染めてしまうといったことがあります。再犯を少なくするという観点からも再犯の防止という観点があり、法務省では再犯防止ということで取組を進められているところです。内容自体は私たちが行っている内容ともオーバーラップしますので、連携して取り組んでいるところです。

更生支援は、法務省の枠組みの中で、仮釈放という枠組みがあります。要は、刑務所で満期までずっと過ごして、いきなり社会に出るのではなくて、仮釈放期間に法務省の機関である保護観察所と保護司が連携し、社会復帰の訓練をしてその後に社会に戻っていただくという仕組みがあります。法務省のこの仕組みだけでは社会との隔たりが大きい段差の部分福祉的な観点でどう埋めるか、司法と福祉をつなぐということで条例も制定して現在取り組んでいます更生支援ということで、外形的にはオーバーラップする部分もありますが、目的としては違う取組を進めています。

これも法務省の仕事になりますが、少年院や刑務所の中で、医療的なケアなど、どういうケア、対応をしていくかということについては、法務省でもいろいろ研究も対応もされているところです。既に県で実施している事業の中に地域生活定着支援事業があります。これは令和3年度も2,090万円程度予算を計上していますが、刑務所を出所した方、特に高齢や障害等の理由により、猪奥委員お述べのとおり、地域になかなか定着できない、あるいは仕事に就くことができないという方たちを仕事に就けるようないろいろな形の支

援を県社会福祉士会に委託して精神保健福祉士や社会福祉士等が中心になって専門的な支援をする取組を県でも継続して行っています。

○猪奥委員 刑務所を出られた方に関して、住宅や仕事、そういったものに対していろいろと考えていただくのはもちろん結構なのですが、今、少年院、少年刑務所、また、いろいろな刑務所で罪を償われている方、矯正施設におられる方の中には、様々な発達障害であったり、IQがボーダーラインと言われている方たちがいて、そんな方たちに対して福祉的な支援、プラスアルファ、発達の支援であったり、そういったことも教育として、トレーニングとしてでき得ることも今後、少年院と連携を取るなど、いろいろな手立てがあると思いますので、検討をお願いしておきます。

次に、観光局にお聞きしたいのですが、今、インバウンドが止まってしまって、奈良県の観光に大きなダメージが出てきています。これからインバウンドの復活に向けていろいろ準備をしているところだと思いますが、恐らく国内旅行がインバウンドよりも先に回復が始まるのだらうと思っています。

私、本会議の議事録を見ますと、ユニバーサルツーリズムという観点が奈良県の観光の中でこれまで十分に組み込まれていなかったのではないかという質問を私はこれまで過去3回しました。

一番最初は平成25年に質問しているのですが、そのときは知事からも、確かに今までやっていなかったので1年生になったつもりで勉強していきたいといった発言がありました。それから5年以上経過しますが、ユニバーサルツーリズム、高齢であったり障害があったり、そういった方々が奈良に積極的に観光に来ていただいて消費していただく、楽しんでいただくというような予算項目がざっと見る限り、私は見つけられないのです。

その中でも、例えばバリアフリーなどの予算は、外国人絡みの予算で一つついているのは、かねてより国の補助がある予算で一つあるのは発見しているのですが、ユニバーサルツーリズムをやろうと思ったら、もちろんバリアフリーは一つの観点ではありますが、それだけではなくソフトの観点であったり、相談先があるなど、いろいろな組み合わせがあるかと思うのですが、ユニバーサルツーリズムは一つかけがいのある箇所だと思いますし、これからまだまだインバウンドが復活していくのに時間がかかる中で、観光客の増加にも寄与できると思います。ユニバーサルツーリズムにこの1年間、奈良県はどういった予算でどう取り組もうとされているのかお答えください。

○桐田ならの観光力向上課長 猪奥委員がおっしゃるとおり、平成31年度からユニバー

サルツーリズムの普及促進のために宿泊施設等に対しまして、バリアフリー化への支援を行ってきました。併せて、今年度は、バリアフリーの状況調査と併せて障害をお持ちの方にも現地に赴いていただき、ご意見を頂戴しながらバリアフリーのマップを作成しているところです。

今後ではございますが、現在策定を進めている奈良県観光総合戦略において、ユニバーサルツーリズムは重要だと認識をしており、大きな柱、施策体系の一つにユニバーサルツーリズムを掲げています。具体的には、取組の方向性として、観光施設や宿泊施設のバリアフリー化への支援の整備、これは従来と同様ですが、しっかりバリアフリーの状況を情報発信することにより、誰もが安心して旅行を楽しめる環境づくりを推進していくという方向性を持って、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

○猪奥委員 バリアフリーツーリズムと検索していろいろ出てくる資料を見ていると、国土交通省の3年ほど前の資料に、ユニバーサルツーリズムに対応した観光案内をできるかなどと、バリアフリー化を進めることは大切だが、これをもってユニバーサルツーリズムと捉えるのは誤りだとありました。なぜなら、それぞれの情報発信が、人にとってバリアが違うから、そのバリアはこういうものですよということを提示することが必要だとありました。バリアフリー化をしていただくことと情報発信をしていただくこと、これは基本のことだと思うのですが、県としてこういう取組をしているというものを、もっと本腰を入れて発信していただかないと選ばれ負けてしまうのではないかと思います。「いまなら。キャンペーン」を始めていただいたときに、どっと観光が増えたことを踏まえると、旅行に行きたいと思っている方は、情報を与えられたらそれに乗りたいと思われているのですよね。でも、残念ながら奈良県はユニバーサルツーリズムに関して、知事は何度お願いしても、必要ないとおっしゃいますが、協議会も横連携の組織もないし、そんな中でぽつぽつとそれぞれ情報発信をしていますが、必要な情報は必要なところになかなか届いていないのではないかと思いますので、せっかく柱の一つに入れたのなら、インバウンドと同じぐらいユニバーサルツーリズムに力を入れていただきたい。例えば、いろいろな研修も、つくっていただいた柱の中でできると思います。アクティビティに対応できる車椅子の講習会をされているところもありますし、障害を持った方が旅行に来ていただいて、普通の旅行者より長く滞在できるような魅力的な奈良県をぜひともつくっていただきたいと思います。

もう一つ観光についてお尋ねしたいのですが、インバウンドの立ち上がりが遅いとはい

っても、コロナは必ず収束しますし、これからまたたくさんの外国人がお見えいただく奈良になっていくのだらうと思います。そのときに、いろいろマーケティングを行って、いろいろなPRをすることになっていますが、対象の国をある程度絞っていくことが必要ではないかと、私はかねてよりお話をしていました。奈良県の観光戦略、インバウンドは、中華圏、欧米、アメリカ、ヨーロッパ、英語圏、オーストラリアとしていただいています、マーケティングとは、そうではないですね。佐賀県がタイをターゲットにしてPRをした結果、タイから佐賀県にお見えになるのが3倍、5倍になったという事例は全国的にも枚挙にいとまがありませんし、そもそもターゲットを、欧米、中華圏、東南アジアですといったときは、対象はほとんど全世界となってしまうと思うのです。それでは刺さるものもなかなかつくれないと思います。立ち上がりは立ち上がるとはいえ、厳しい立ち上がりになると思いますので、今こそターゲットを絞った、全世界的にするPRはPRとして置いておいて、1個は何か一つ奈良県としてここを対象にするところを決めて、そこに対して例えば1年とか半年とか通してやっていただくことによって、奈良の魅力をあえて伝えようとしたときにどれぐらい成果が出るのかというPDCAにもなるかと思えます。今の奈良県の観光戦略は、奈良県で1300年間持ってきたものの上になってしまっていますが、何か一つターゲットを絞ってチャレンジしていただくことは、今だからこそ意義があることかと思えますが、ご所見をお聞かせください。

○葛本観光プロモーション課長 インバウンドについては、はっきり言うと、どこから回復されてくるのか分からない現状でして、ターゲットをどういう形で絞るかは難しいと思っています。そんな中でも奈良県も中華圏など、特に中国については、古くから平城京のできたゆかりというのも、もともと中国にもありますので、奈良県と中国とのゆかりを活用しながらプロモーションをしているところです。

また、訪日教育旅行についても最近は、コロナ前ですが、中華圏からはたくさんの小中学校の方が来られていましたので、そういう方とも今、来るのは難しいのですが、ネットを介して交流しているところです。

併せまして、ガストロノミーツーリズムも最近UNWTO主体でしていただいているところで、奈良市にUNWTOの駐日事務所もあり、そういうゆかり的なものも活用しながら、スペインやフランスなど、奈良県への訪問率では多い方々もいらっしゃいますので、そういう地域にも発信しているところです。今の時点でここという国を絞るのは、今後検討していく余地があるとは思いますが、現時点では、そういうゆかりを活用するとか、あ

るいは奈良県には世界遺産があることも一つの大きな世界に対する売りですので、文化的富裕層をターゲットとしながら、そういう方々は、おおむね英語を介して理解もしていただけるので、英語を中心としたインスタグラムなども活用しながら、併せ海外からのファムトリップはなかなか難しいのですが、国内にいる中国や欧米の方々を中心にファムトリップなどもしながら、回復期に他県に遅れを取らないように今プロモーションをしているところです。

○猪奥委員 世界に向けてのマーケットをしないようにと言っているわけではないのです。でも、欧米、ヨーロッパ、アメリカ、オーストラリア、中国、中華圏とかいったら、もう世界中の4分の3ぐらいを対象にしているようなマーケットは、恐らくマーケットとは言わないと思います。全世界を対象にする事業はやりつつも、例えばこの地域、この国と決めていただいて、500万円でもいいではないですか、200万円でもいいではないですか、奈良県の観光のPR、マーケットがどれぐらい通用するのかというチェックも含めて、対象国を絞った取組も今後ぜひともしていただきたいとお願ひします。

もう一つ、最後にお願ひをしたいのですが、私は、去年40歳になりまして、今はもう41歳になりました。去年40歳になったときに、がん健診のお知らせが初めて市から届きました。今、県でもがん検診の検診率の向上を狙って、いろいろな取組をしていますが、悪口になりますけれど、このようなものが来るとは思いませんでした。もう、見ても見ても全然分からないのですよ。これ、行政職員が行政職員に向けに出した資料だと思いました。がん検診の向上のために県でも協議会をつくっていただけてますが、受検者、市民のところに届くがん検診の案内のお手紙に、がん検診の受診率がかかってくると思うのです。どんな案内を出しているのかというのも、先ほどワクチンの好事例のお話もありましたが、行政文書はどうしても齟齬がないように100%を目指して書くと、細かい字でびっちり書き込まれていて、これで行く人がいたらすごいというような文章でしたので、ぜひともどういう通知を出しているのかも含めて、県でうまく情報共有して、いい事例が共有できるような取組をしていただきたいとお願ひして終わります。

○中村委員長 ほかに質疑等がなければ、これをもちまして、福祉医療部、医療・介護保険局、医療政策局、観光局、水道局の審査を終わります。

総括事項の確認ですが、太田委員はされますね、国民健康保険でしたかね。太田委員のは総括でやっていただく。佐藤委員もですね。また、書いてお願ひします。太田委員と佐藤委員ということにしておきます。それと小村委員、先ほどの資料請求の範囲が分かれば。

○小村委員 観光局で、猿沢インなどオンラインなどで文化体験などされていると思うのですが、例えば茶道をオンラインでやった場合に何人参加いただいたのか、華道では何人と分けてご報告いただければありがたいと思います。

○中村委員長 それで報告できますか。

○桐田インバウンド戦略・宿泊力向上室長 資料をまとめまして、各委員にお渡ししたらよろしいですか、それとも小村委員だけにですか。

○中村委員長 全員の委員に。

○桐田インバウンド戦略・宿泊力向上室長 分かりました。ご用意させていただきます。

○中村委員長 それでは、観光局でまとめて資料を委員会に提出していただいて、各委員に配付をすると、これでよろしいですね。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、明日、3月16日火曜日は、午前10時より文化・教育・くらし創造部、子ども・女性局、教育委員会の審査を行います。

本日は、これをもって会議を終了いたします。